

実態把握調査の結果（速報値）について

※ 一時保護の実態等について、本年6月に全国の児童相談所(219か所)に対して調査を実施したもの(回収率100%)

目次

1. 一時保護期間等について.....	3
2. 一時保護の現状について.....	9
3. 一時保護（特に司法審査）に関する意見について.....	22
4. 児童福祉法第28条第1項各号に基づく審判手続等の現状について.....	30
5. 面会通信制限・接近禁止命令について.....	39
6. 臨検・搜索等について.....	43
7. 裁判所の勧告について.....	44
8. 各種手続における子どもの意向等の聴取について.....	47
9. その他.....	49

1 一時保護期間等について

- ◇ 一時保護件数の総数は、H28年の同種調査と比較し、1.3倍に増加している（10099件→13110件）。
- ◇ 一時保護件数のうち84%は2ヶ月未満の期間となっている。

○ 一時保護の期間別件数

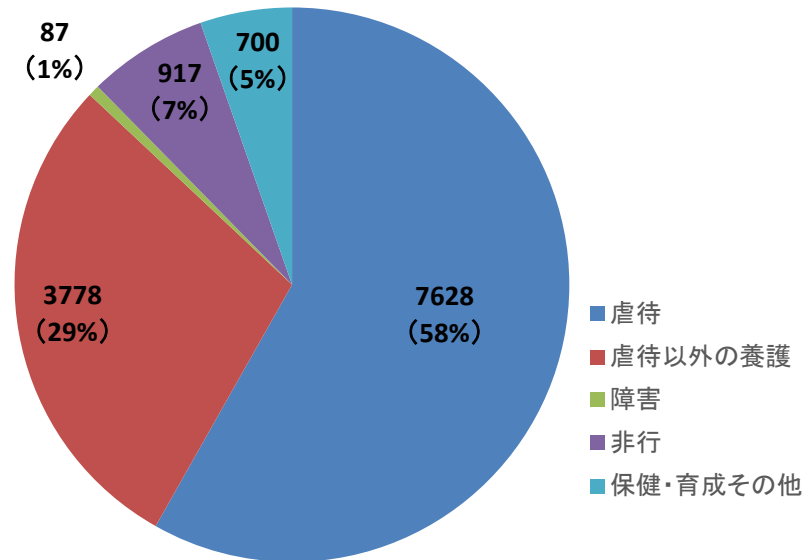
[単位:件]

	3日以内	4～7日	8～14日	15～28日	29日～2カ月未満	2カ月以上4カ月未満	4カ月以上6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上	計
総数	2023 (1697)	1798 (1451)	1975 (1640)	2435 (1873)	2804 (2234)	1478 (943)	318 (152)	250 (96)	26 (9)	2 (2)	1 (2)	13110 (10099)
うち虐待を理由とする	1028 (745)	884 (614)	1059 (758)	1449 (972)	1817 (1277)	952 (612)	230 (101)	187 (73)	20 (6)	1 (1)	1 (2)	7628 (5161)
うち虐待以外の養護を理由とする	652 (579)	660 (517)	668 (542)	702 (529)	661 (552)	334 (187)	56 (27)	41 (11)	3 (1)	1 (1)	0 (0)	3778 (2946)
うち障害を理由とする	19 (10)	10 (21)	12 (13)	20 (20)	17 (10)	6 (9)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	87 (85)
うち非行を理由とする	180 (207)	132 (172)	119 (159)	143 (212)	187 (262)	112 (86)	20 (14)	12 (5)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	917 (1118)
うち保健・育成その他を理由とする	144 (156)	112 (127)	117 (168)	121 (140)	122 (133)	64 (49)	10 (9)	9 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	700 (789)

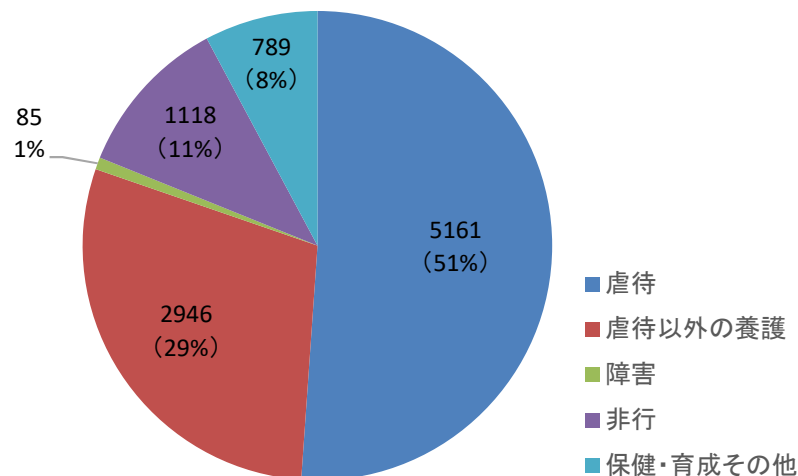
【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査
括弧内は、平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の同様の調査結果】

- ◇ 一時保護の原因は、H28年の同種調査と比較して、虐待を理由とするものの割合が増えている（51%→58%）
- ◇ 一時保護期間の分布は、H28年の同種調査と比較して、傾向の変化は見られなかった。

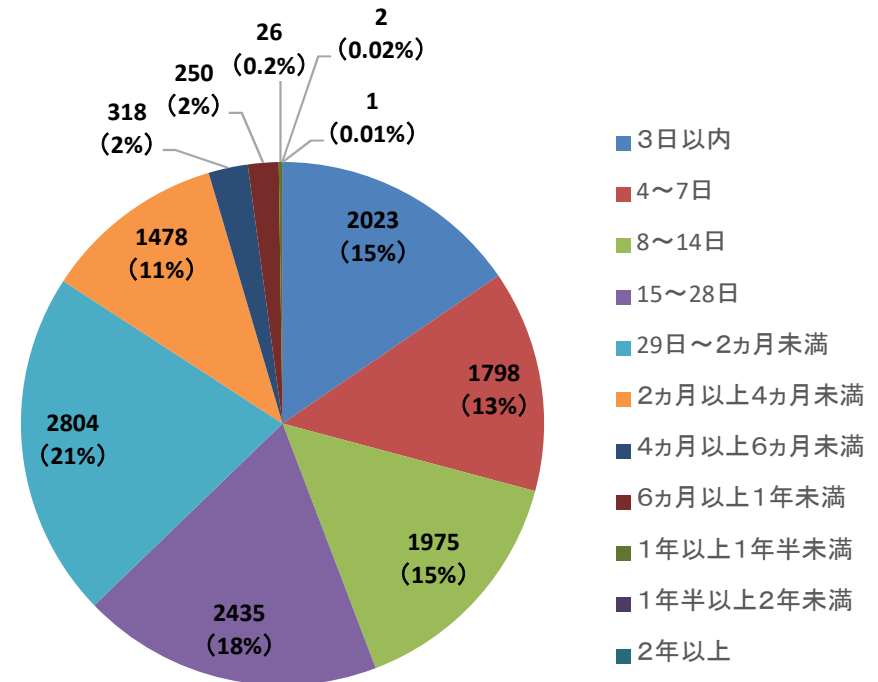
○ 一時保護の原因



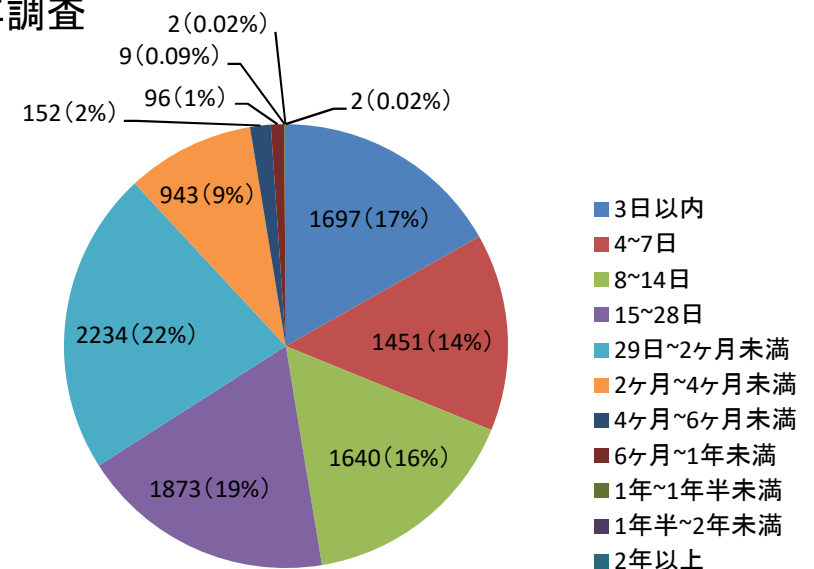
(参考) H28年調査



○ 一時保護の期間



(参考) H28年調査



◇ 親権者の同意のない一時保護は、開始時点の2859件（全体の22%）から3日経過時に1518件（全体の14%）まで減少し、延長の承認審判を必要とする2ヶ月経過時では185件（全体の9%）であった。（H28調査でも同じ傾向）

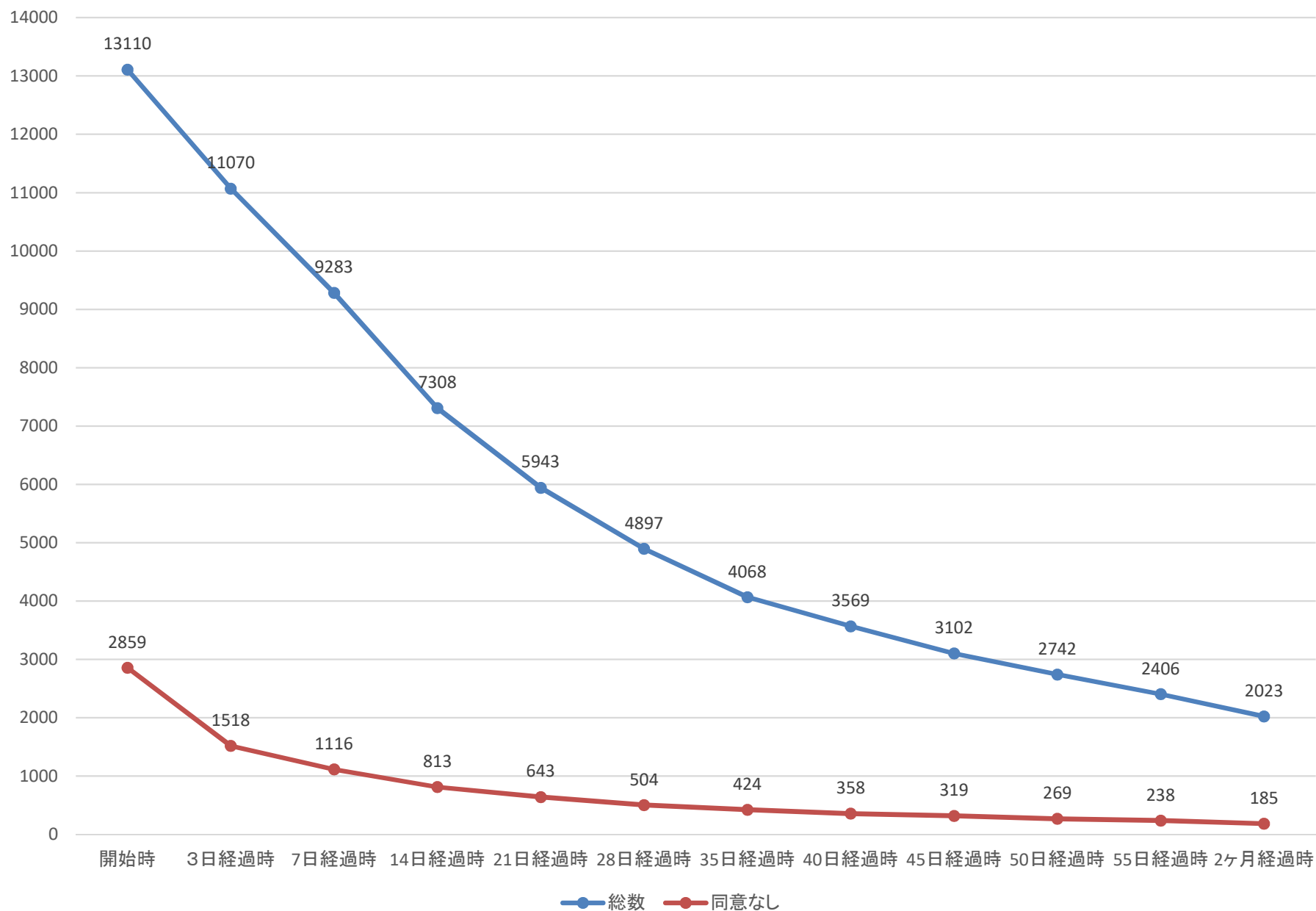
○ 一時保護開始後の各時点における一時保護件数と、当該時点における親権者の同意の有無

	開始時	3日経過時	7日経過時	14日経過時	21日経過時	28日経過時	35日経過時	40日経過時	45日経過時	50日経過時	55日経過時	2ヶ月経過時
総数	13110	11070	9283	7308	5943	4897	4068	3569	3102	2742	2406	2023
同意あり	10251	9552	8167	6495	5300	4393	3644	3211	2783	2473	2168	1838
同意なし	2859	1518	1116	813	643	504	424	358	319	269	238	185
うち虐待	7628	6593	5704	4640	3857	3215	2720	2365	2070	1812	1599	1372
同意あり	5221	5271	4715	3914	3274	2754	2330	2042	1780	1568	1385	1202
同意なし	2407	1322	989	726	583	461	390	323	290	244	214	170
うち虐待以外の養護	3778	3117	2467	1808	1385	1105	877	771	662	600	530	415
同意あり	3482	2982	2379	1750	1346	1077	855	747	642	582	513	407
同意なし	296	135	88	58	39	28	22	24	20	18	17	8
うち障害	87	68	59	46	33	26	19	18	15	15	11	10
同意あり	83	66	57	45	32	25	19	18	15	15	11	10
同意なし	4	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
うち非行	917	737	606	486	412	343	285	259	224	201	173	147
同意あり	816	699	580	468	398	334	278	253	219	197	168	143
同意なし	101	38	26	18	14	9	7	6	5	4	5	4
うち保健・育成その他	700	556	447	328	256	208	167	156	130	114	93	78
同意あり	649	535	436	318	250	203	162	151	127	111	91	76
同意なし	51	21	11	10	6	5	5	5	3	3	2	2

（参考） H28年調査 【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

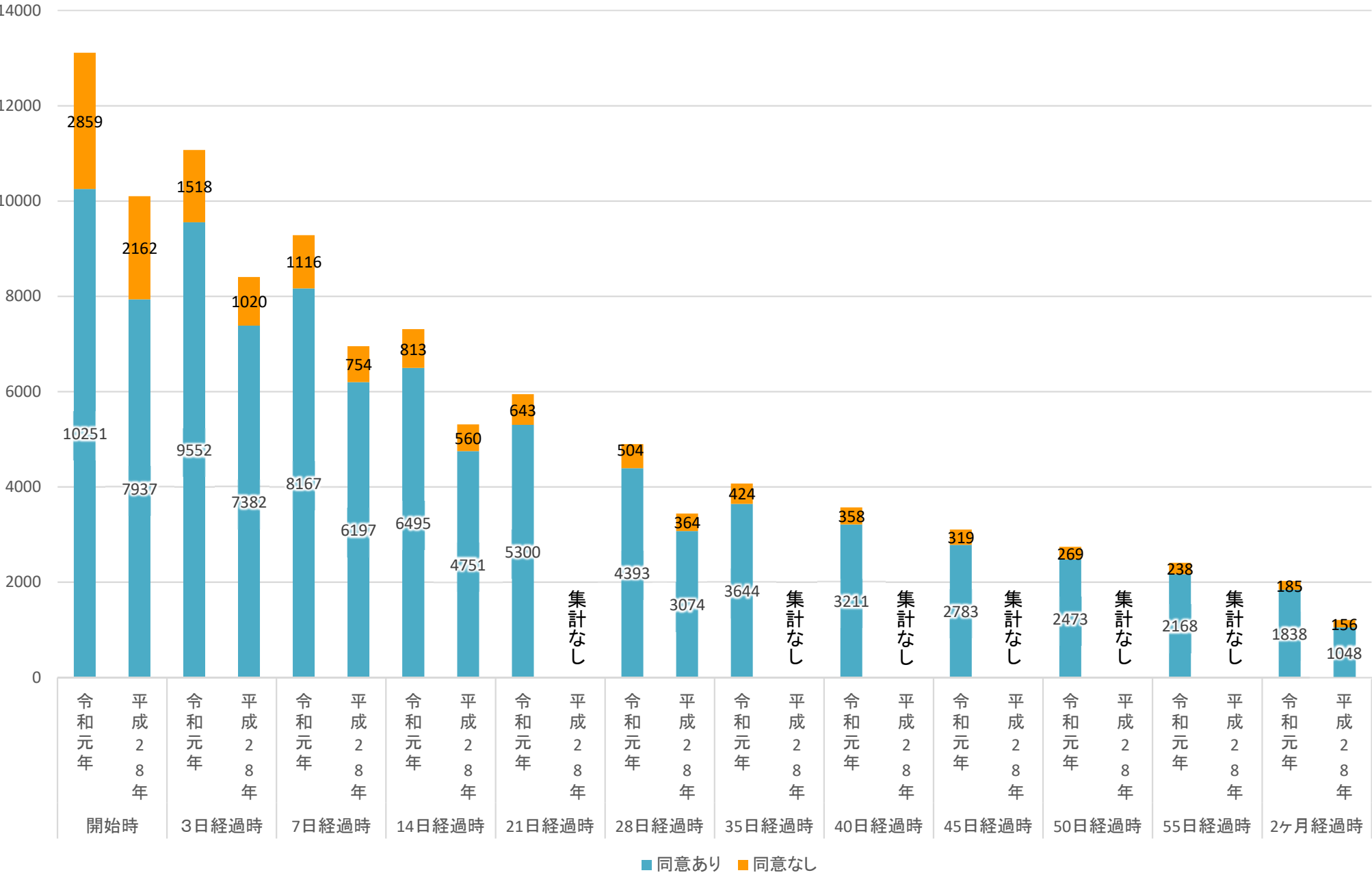
	開始時	3日経過時	7日経過時	14日経過時	21日経過時	28日経過時	35日経過時	40日経過時	45日経過時	50日経過時	55日経過時	2ヶ月経過時
総数	10099	8402	6951	5311	（集計なし）	3438	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	1204
同意あり	7937	7382	6197	4751	（集計なし）	3074	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	1048
同意なし	2162	1020	754	560	（集計なし）	364	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	（集計なし）	156

○ 一時保護開始後の各時点における一時保護件数と、当該時点における親権者の同意の有無



【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

○ 一時保護開始後の各時点における一時保護件数と、当該時点における親権者の同意の有無（H28調査との比較）



【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象にした調査と平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の同様の調査の結果を比較】

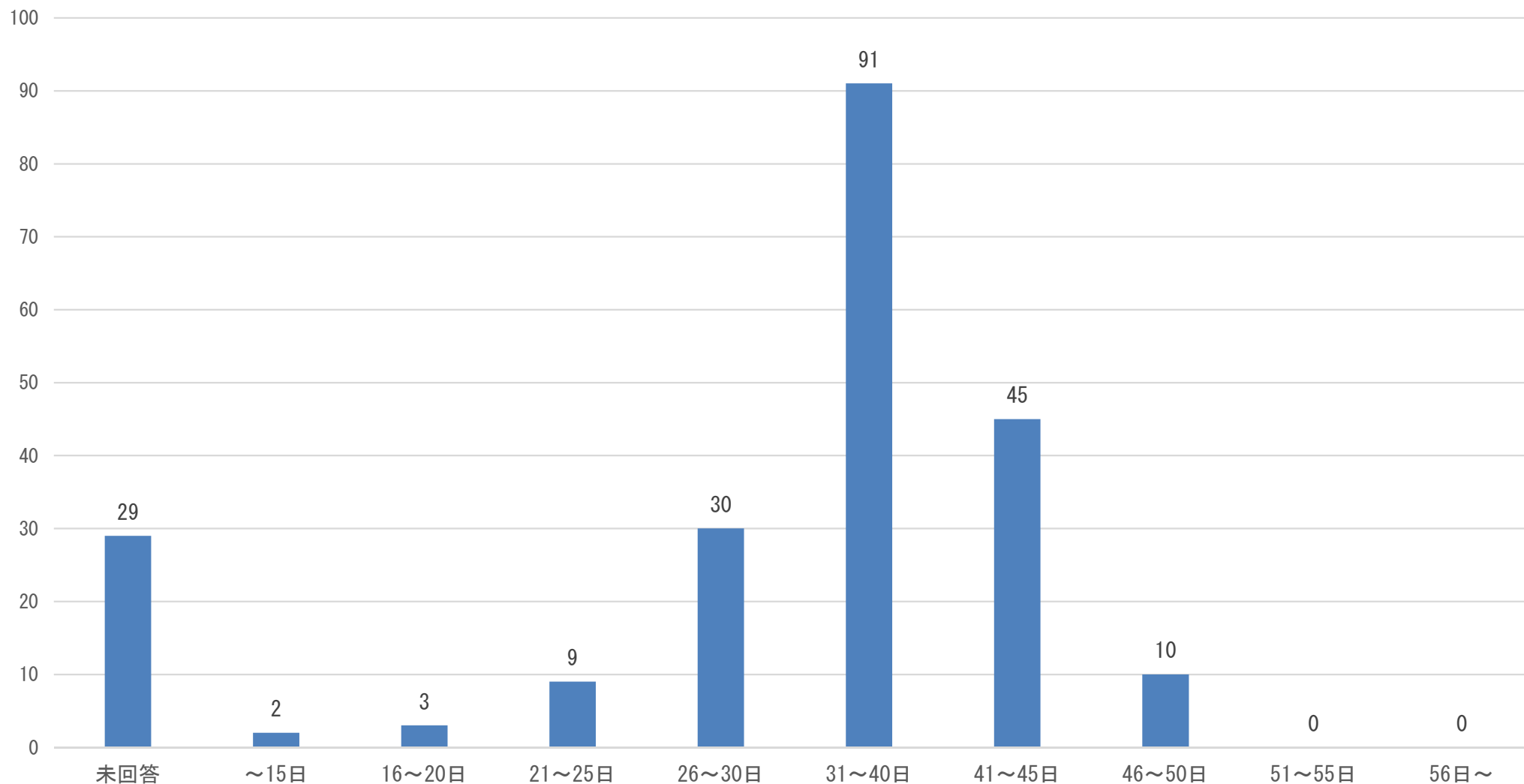
(参考)年間の件数(※)に換算した場合
※ローデータを3倍したもの

		開始時	3日経過時	7日経過時	14日経過時	21日経過時	28日経過時	35日経過時	40日経過時	45日経過時	50日経過時	55日経過時	2ヶ月経過時
総数		39330	33210	27849	21924	17829	14691	12204	10707	9306	8226	7218	6069
	同意あり	30753	28656	24501	19485	15900	13179	10932	9633	8349	7419	6504	5514
	同意なし	8577	4554	3348	2439	1929	1512	1272	1074	957	807	714	555

2 一時保護の現状について

◇ 親権者等の同意のない一時保護について、2ヶ月を超える場合の承認審判の申立準備は、保護開始から31～40日頃に開始する児童相談所が多い。

(1)-1 一時保護の延長について、児童福祉法(以下「児福法」)第33条第5項の申立の準備を開始するのは、保護開始からおおむね何日目か



※「未回答」なのは主に延長の申立をしたことがない児童相談所と考えられる。

(1)-2 一時保護の延長について、児福法第33条第5項の申立の準備を開始する時期に関する方針や考え方(主なもの)

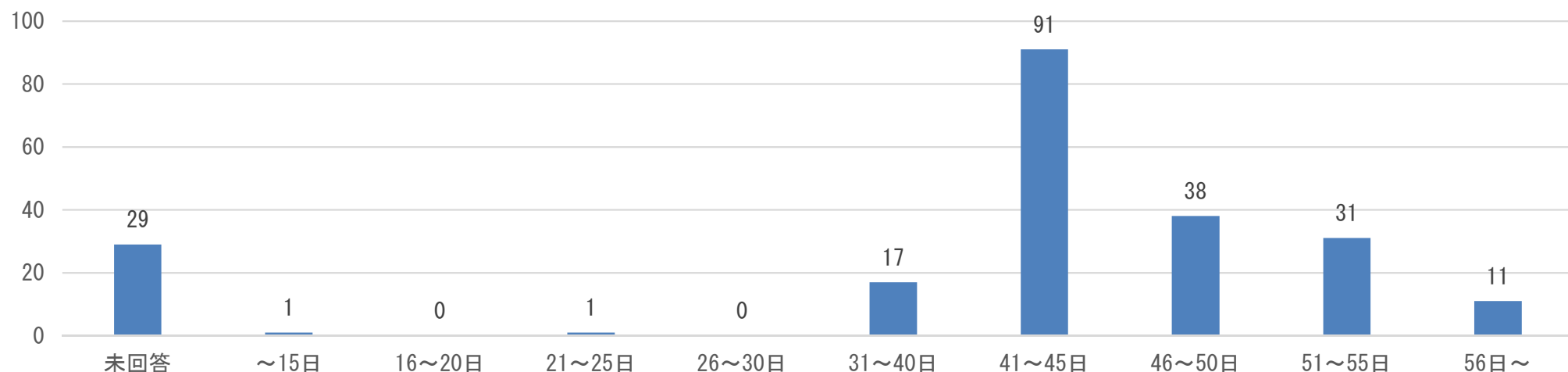
経過日数	回答数	主な回答内容
～15日	2	・ 頑なに一時保護の同意を拒んでいる場合は、早い段階から弁護士等に相談しながら、準備する
16～20日	3	・ 当初から不同意の場合には早めに準備を始める
21～25日	9	・ 一時保護延長の可否を含む援助の見立てを行うために3週間程度の時間が必要と思われる ・ 同意を得られないケースは、一時保護開始後1ヶ月経過時点で申立が行えるよう準備を開始する ・ 申立となりそうなケースについては、一時保護開始後1か月をメドに家庭裁判所への事前相談を検討。 ・ 職権保護の場合、1週間程度様子を見ても同意が得られないような場合は、弁護士に相談する。その際、一時保護の延長がありうるのであれば、早めに準備する ・ 親権者等の同意の有無により、家庭引取・児福法28条措置などについて、保護児童の面接・心理検査、親権者等の面接で方針を概ね3週間で定め、保護延長の申立が必要であれば準備に入る
26～30日	30	・ 申立手続にも時間を要するため、一時保護開始後1か月程度を目安に方向性を検討している ・ 1ヶ月の時点で、申立の準備が必要か判断し、準備をしている ・ 家庭裁判所の要請による ・ 児童福祉審議会委員からの意見聴取や申立資料の作成に時間を要するため ・ 一時保護ガイドラインに「遅くとも40日程度までに意向を確認できるよう努める」旨記載があるため、概ね40日経過時には申立てできるよう準備している
31～40日	91	・ 家庭裁判所からの要請または家庭裁判所との調整のため ・ 同意がないまま1ヵ月を経過した場合は33条5項の審判の申立準備に着手することとしている ・ 一時保護ガイドライン等に記載された目安に沿って対応している ・ 30日前後で親権者等への意向確認及び弁護士への報告準備を実施している
41～45日	45	・ 一時保護開始後40日前後に親権者等の意向確認をするため、その時点から準備を開始している ・ 一時保護ガイドライン等に記載された目安に沿って対応している ・ 同意を得られるよう働きかけを続ける中で40日程度必要となるため ・ 申立に一定の準備期間を要するため
46～50日	10	・ 調査等のケースワークや同意の確認を丁寧に行うのに日数がかかる ・ 準備期間を考慮して期限の2週間前を目途に準備を開始している

(参考) 一時保護ガイドラインについて (平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知) (抜粋)

親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。

◇ 親権者等の同意のない一時保護について、2ヶ月を超える場合の承認審判の申立は、保護開始から40日を過ぎて行う児童相談所が多い。

(1)-2 一時保護の延長について、児福法第33条第5項の申立をするのは、保護開始からおおむね何日目か



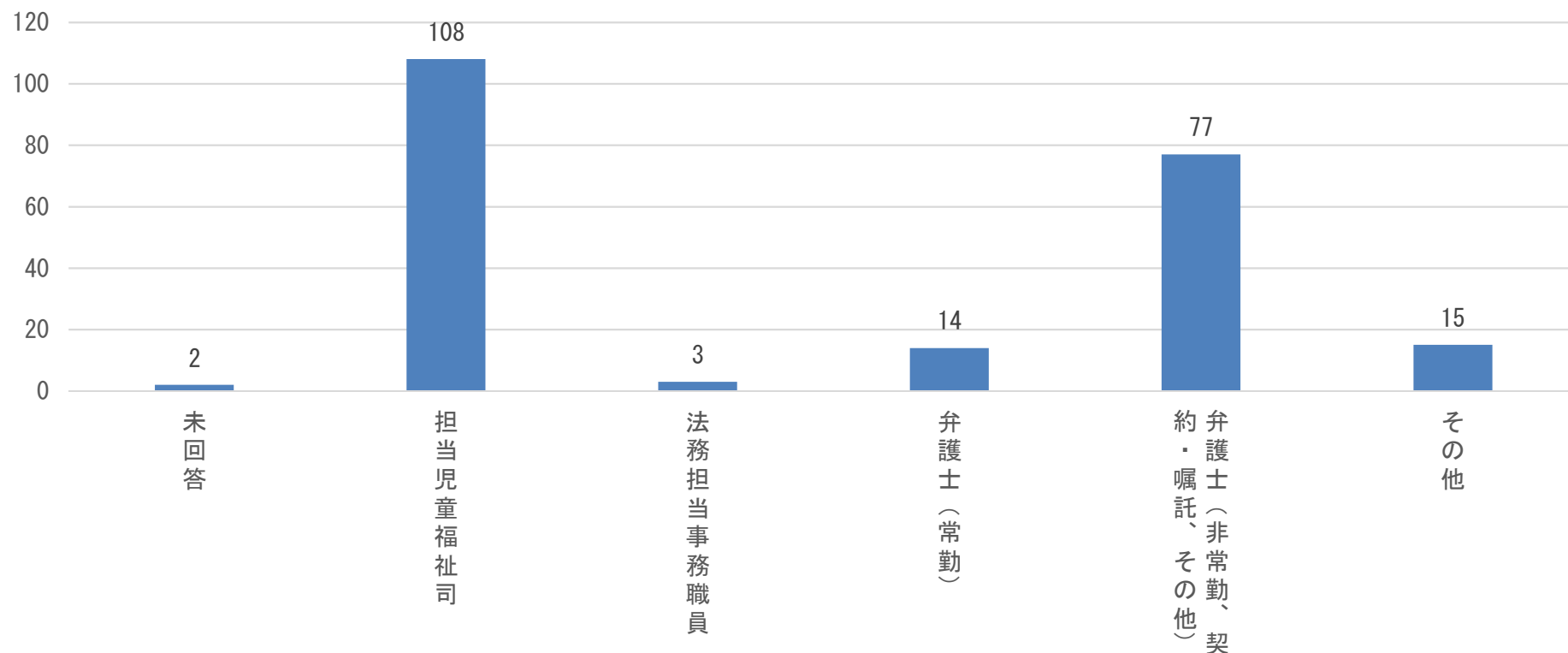
※「未回答」なのは主に延長の申立をしたことがない児童相談所と考えられる。

(2)-2 児福法第33条第5項の申立をする時期に関する方針や考え方(主なもの)

経過日数	回答数	主な回答内容
31～40日	17	・ 家庭裁判所との協議や要請に基づく ・ 30日前後で意向確認や準備を開始するとこの時期になる
41～45日	91	・ 家庭裁判所からの要請または家庭裁判所との調整のため ・ 一時保護ガイドライン等に記載された目安に沿って対応している ・ 家庭裁判所での処理を考慮してこの時期としている
46～50日	38	・ 家庭裁判所からの要請または家庭裁判所との調整のため ・ 家庭裁判所での処理を考慮してこの時期としている ・ 2か月以内に家庭裁判所の承認を得るため
51～55日	31	・ 作業時間を要するため ・ ぎりぎりまで親権者等の同意を得る努力をするため ・ 家庭裁判所との協議の上設定している
56日～	11	・ ぎりぎりまで親権者等の同意を得る努力をするため

◇ 一時保護の延長の承認審判の申立書類は、担当児童福祉司が自ら作成する児童相談所が最も多く、次に弁護士が多い。

(3)-1 児福法第33条第5項の申立書類について、児童相談所において、主に書面の作成を担う者はだれか



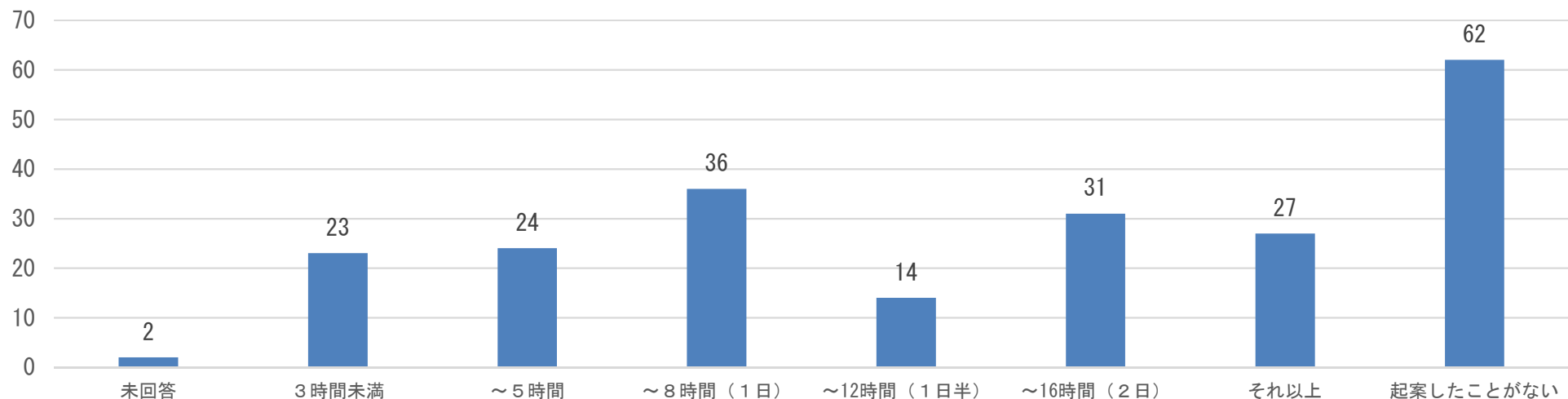
※「法務担当事務職員」とは、児童相談所において、児童福祉司等以外の特定の事務職員を法務関係の事務処理に従事させる体制をとっている場合

(3)-2 「その他」に具体的に該当する者(主なもの)

選択肢	主な回答内容
その他	・担当児童福祉司と弁護士で一緒に作成する ・時間がある時は非常勤弁護士、時間がない時は担当児童福祉司が作成する ・児童相談所の課長職（判定指導課長・虐待対応課長）が作成 ・報告書原案は児童相談所が、申立書類は児童相談所資料に基づき弁護士が作成する ・担当児童福祉司の上司（ＳＶ）が作成

◇ 一時保護の延長の承認審判の申立書類（証拠書類等を除く）の作成に要する時間は、3時間未満から2日間以上までバラツキがある。

(4)-1 (3)の申立書類のうち、申立書本体(証拠書類等を除く。)の作成には、1件あたり平均してどの程度時間を要するか

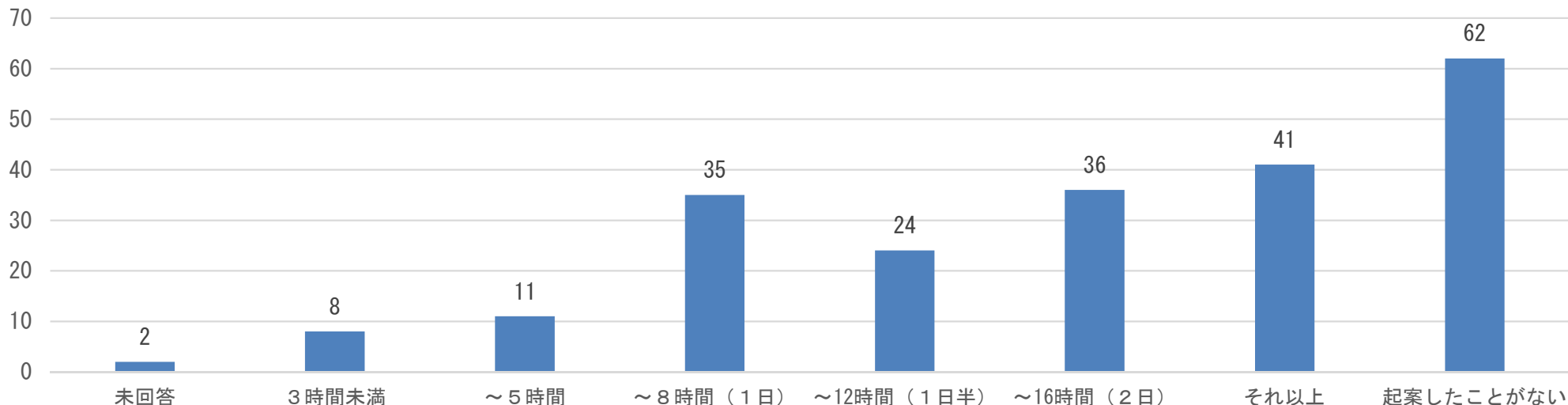


(4)-2 上記につき、1日以内であれば、当該時間内に作成するための工夫、1日を超える場合、時間を要する理由

所要時間	回答数	主な回答内容
3時間未満	23	・マニュアルや定型の様式を使用している ・前例を参考に起案する ・弁護士に依頼しているため
～5時間	24	
～8時間（1日）	36	
～12時間（1日半）	14	・件数が少ない又は前例がなく時間がかかる ・調査や記録の整理に時間がかかる ・弁護士に依頼しているため ・弁護士に相談しながら行うため ・若手職員が多いため ・業務多忙であるため
～16時間（2日）	31	
それ以上	27	

◇ 一時保護の延長の承認審判の申立書類のうち、証拠書類の作成に要する時間は、書類本体の作成に要する時間よりも長い傾向にあり、2日間以上要している児童相談所が最も多い。

(5)-1 (3)の申立書類のうち、証拠書類(担当の児童福祉司が作成する報告書等を含む。)の作成には、1件あたり平均してどの程度時間を要するか

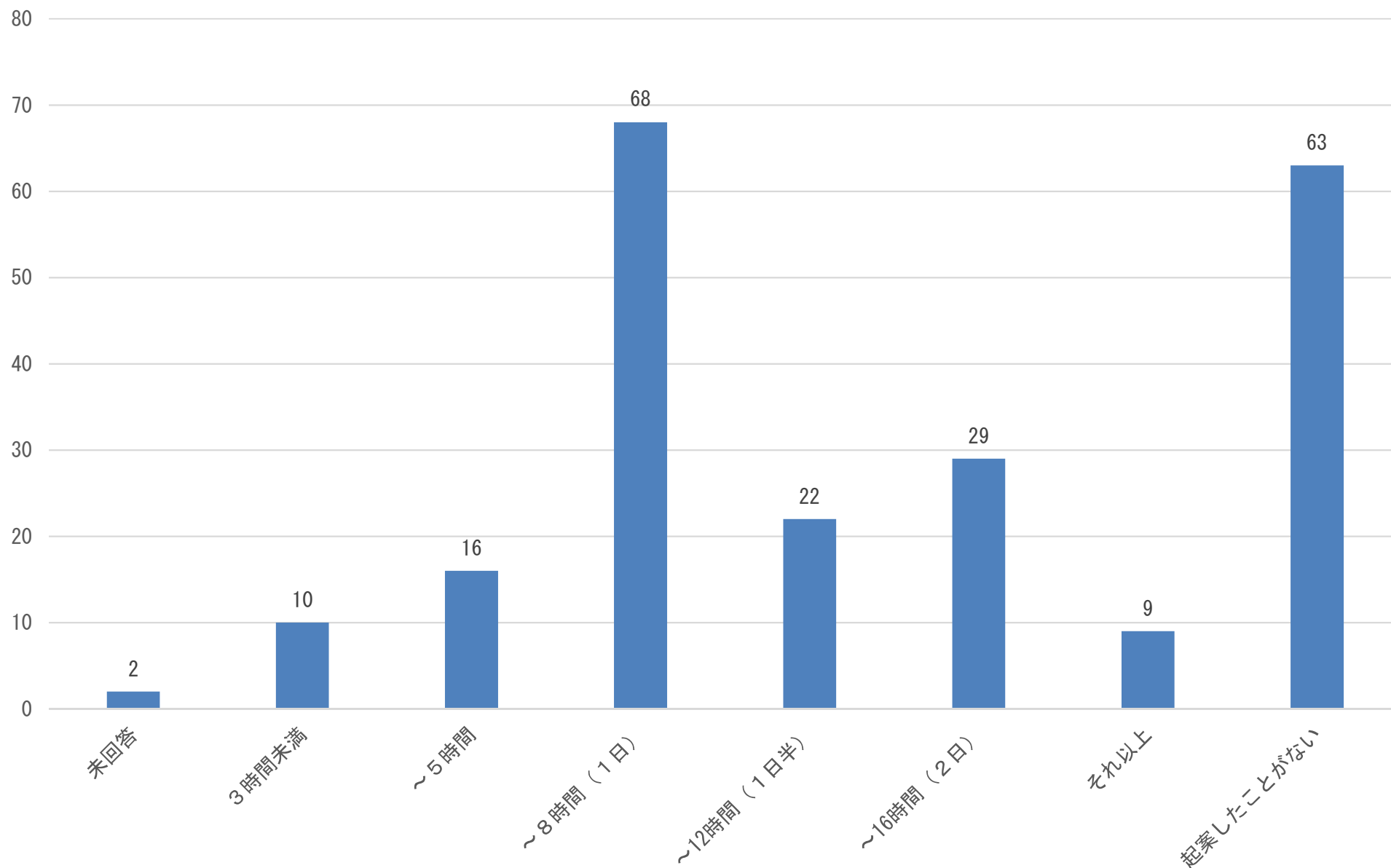


(5)-2上記につき、1日以内であれば、当該時間内に作成するための工夫、1日を超える場合、時間を要する理由

所要時間	回答数	主な回答内容
3時間未満	8	・マニュアルや様式を作成している ・証拠書類の種類をなるべく絞るか、なるべく新たに作成しないこととしている ・既存資料やシステム情報を加工して作成している
~5時間	11	
~8時間(1日)	35	
~12時間(1日半)	24	・弁護士から助言を受けつつ作成している ・前例を参考に作成している ・親権者等が閲覧する可能性を踏まえ、記載内容等について精査する必要があるため ・申立件数が少ない等の理由で作成になれていないため ・弁護士とのやりとりに時間を要する ・他業務との兼ね合い ・関係機関への照会や調整に時間を要している ・経過記録を加工するのに時間がかかる ・情報の取捨選択に時間を要する
~16時間(2日)	36	
それ以上	41	

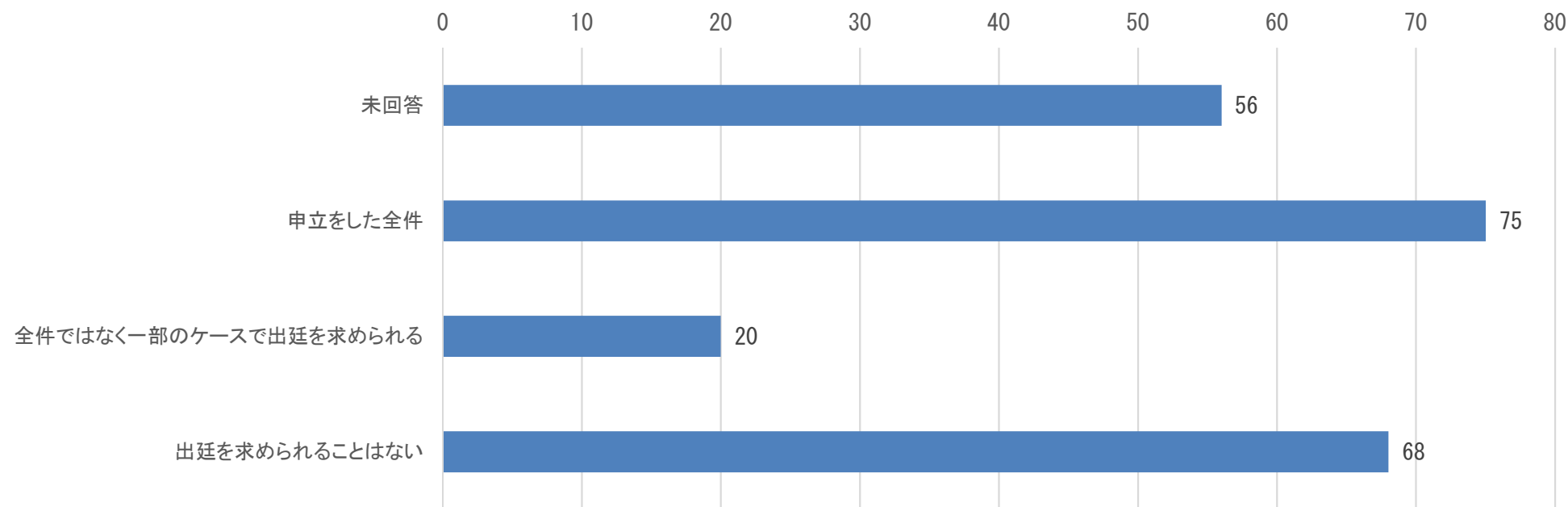
◇ 一時保護の延長の承認審判の申立書類の決裁に要する時間は、「1日」が最も多い。

(6) 児福法第33条第5項の申立書類の決裁手続について、決裁手続を開始してから決裁が終了するまで、1件当たり平均してどの程度時間を要するか



◇ 一時保護の延長の承認審判について、家庭裁判所より審問期日への出廷を求められるケースとして、「申立をした全件」で求められる児童相談所もあれば、「一部のケース」で求められる児童相談所もあるなどバラツキがあった。

(7)-1 児福法第33条第5項の審判について、家庭裁判所より審問期日への出廷を求められることはどの程度あるか



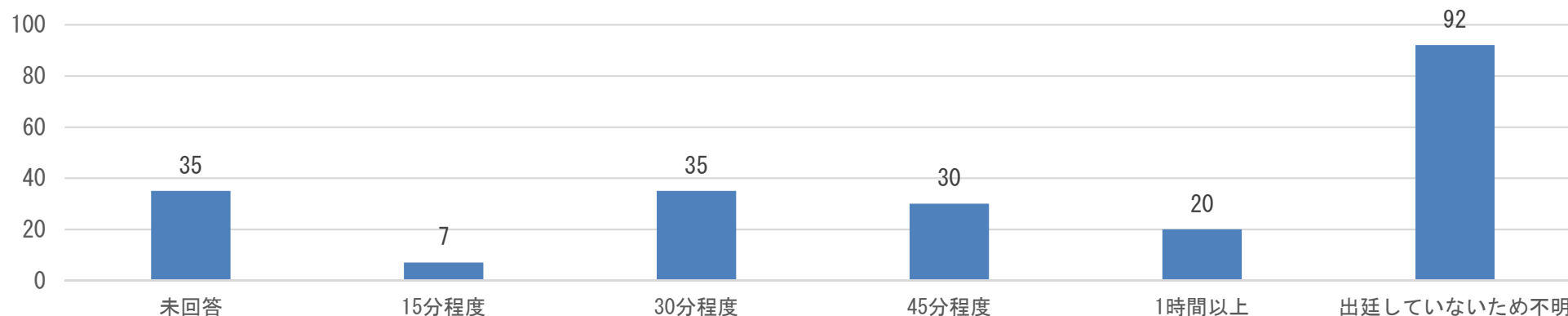
※「未回答」なのは主に延長の申立をしたことがない児童相談所と考えられる。

(7)-2 上記で「全部でなく一部のケースで出廷を求められる」を選択した場合、具体的にどのようなケースか(主なもの)

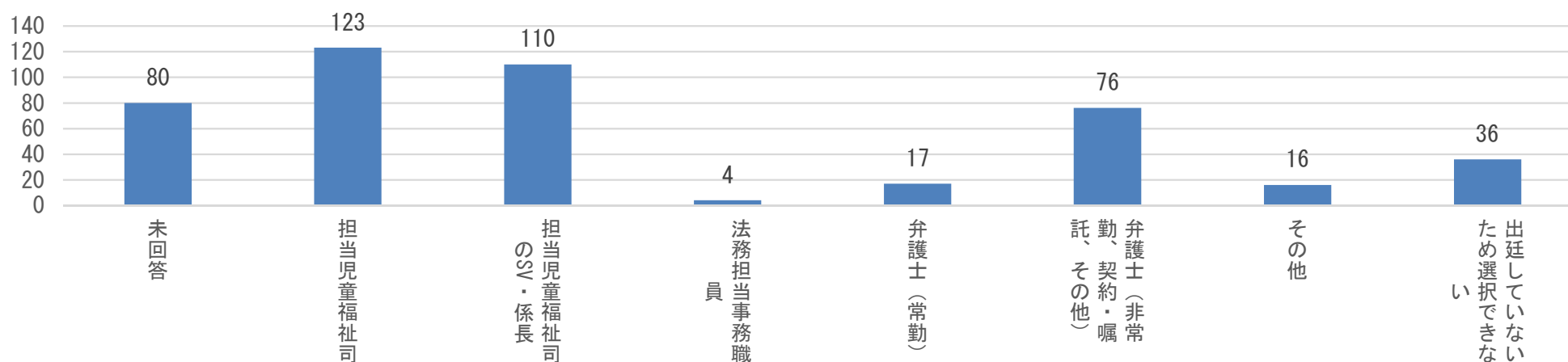
選択肢	主な回答内容
全件ではなく一部のケースで出廷を求められる	・ 家庭裁判所の判断によるため、どのような場合に呼ばれるかは不明 ・ 家庭裁判所の要請はないが児相から求めて出廷することはある ・ 家庭裁判所がより詳しい状況を把握したいと考えたケースについては出廷するか確認を受ける

- ◇ 一時保護の延長の承認審判の審問期日は、1回につき15分程度のこととあれば1時間以上のこともある。
- ◇ 児童相談所の出廷者は、児童福祉司（スーパーバイザー含む）や弁護士が多い。

(8) 児福法第33条第5項の審判について、1回の審問期日につき、どの程度の時間がかかるか



(9)-1 児福法第33条第5項の審判の審問期日当日に出廷する者（各児童相談所3つまで回答）



(9)-2 「その他」に具体的に該当する者（主なもの）

選択肢	主な回答内容
その他	・ 担当児童心理司 ・ 虐待対応児童福祉司 ・ 所長

- ◇ 一時保護の延長の承認審判を導入した効果として、「親権者等に指導しやすく、納得も得られやすい」、「一時保護期間を短縮する意識が高まった」等の意見があった。

(10)-1 児福祉第33条5項の審判を導入した効果(主なもの)

効果	・ 司法のお墨付きをもらえることで、親権者等に指導しやすく、納得も得られやすい ・ 一時保護期間を意識して計画的なケースワークをするようになった ・ 一時保護期間を短縮する意識が高まったり、実際に短くなった ・ 第三者の判断により一時保護の客観性・適法性が担保される ・ 親権者等との対立を避けられ、児相の役割が明確になる ・ 親権者等や児童への過度の権利制限を抑止できる ・ 親権者等に対する説明をより丁寧に行うようになった ・ 申立前の段階においても親権者等から一時保護への納得感が得られやすい ・ 28条措置の手続を円滑に進めることができるようになった
----	---

◇ 一時保護の延長の承認審判に関する課題としては、「事務量が膨大で負担が大きい」等の意見があった。

(10)-2 児福法第33条5項の審判に関し、課題と感ずる事項とそれに対する改善策(主なもの)

課題	改善策
事務量が膨大で負担が大きい	・ 常勤弁護士の配置 ・ 様式の作成 ・ 提出書類等の簡素化 ・ 人員の増加 ・ 協力弁護士の利用 ・ 事務の簡易化一般
2ヶ月経過の直前で親権者等が同意を撤回したときの取扱い	・ 必要書類のスリム化 ・ 細かく同意の有無を確認する ・ 直前の翻意の場合、申立の期限を延長 ・ 不同意を想定した書類の作成
調査などのための期間が足りない	・ なるべく早く保護延長につき親権者等に説明した上でケースワークする ・ 調査等のための人員を増やす ・ 手続の簡素化
証拠書類の非開示	・ 書類の簡素化 ・ 非開示の上申を付して提出した資料については非開示を原則とする旨の規定を家事事件手続の中に設ける ・ 非開示にした資料を考慮しない運用を改めるよう各家庭裁判所に周知すべき ・ 裁判所の証拠採用の方法についての法律改正
業務負担からケースワーク等に支障	・ 弁護士の活用 ・ 申立書類の簡素化 ・ 人員増 ・ 法務担当事務職員の配置

◇ 一時保護に対する行政不服審査の件数は年間100件程度、取消訴訟の件数は年間 1 桁程度。

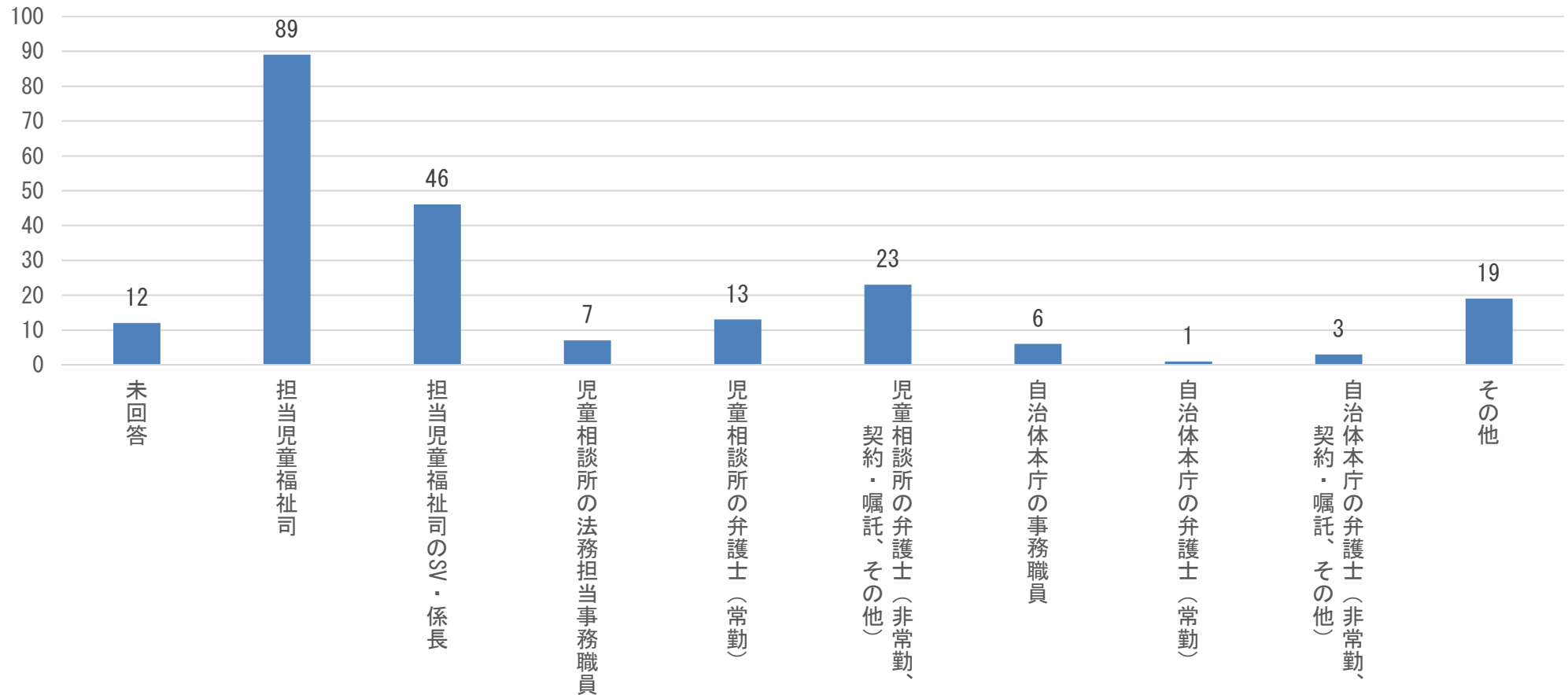
(11) 児福法第33条1項又は第2項に基づく一時保護決定について、行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟の件数及びその結果

	児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査					児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する訴訟									
						取消訴訟					賠償請求訴訟				
	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ
平成30年度	105	3	20	49	33	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
令和元年度	144	8	13	61	62	8	0	0	2	6	0	0	0	0	0

【平成30年度及び令和元年度に決定若しくは判決が確定した事例】

◇ 行政不服審査の弁明書及び反論書は、児童福祉司が自ら作成する児童相談所が最も多く、次に弁護士が多い。

(13)-1 行政不服審査の弁明書及び反論書について、主に書面の作成を担う者はだれか



(13)-2 「その他」に具体的に該当する者(主なもの)

選択肢	主な回答内容
その他	・ 非常勤の弁護士に助言を求めながら担当児童福祉司が作成する ・ 児童相談所の事務職員が作成する ・ SVが作成し、場合により、非常勤の弁護士にも助言をもらう ・ 担当児童福祉司、係長、弁護士(常勤)が作業分担して協力して作成する

3 一時保護(特に司法審査)に関する意見について

- ◇ 一時保護に関する司法審査については、現行制度から手続を強化する必要がないとの意見が多かった一方で、子どもの権利擁護、一時保護の円滑化、透明性の担保といった観点から手続の強化が必要であるとの意見もあった。

(1) 児童相談所が行う一時保護について、親権者等の提起する行政訴訟や児童福祉法(以下「児福法」)第33条第5項の審判に加えて、司法審査(注)の手続を強化することが必要と思うか

(注)「司法審査」とは家庭裁判所の許可・承認を受ける手続を指すが、「手続の強化」については新たに司法審査を行う手続の追加、既存の司法審査の頻度の増加の双方が含まれる。

選択肢	回答数	主な回答内容
必要である	34 (15%)	・子どもの権利擁護のため ・一時保護がより円滑となるため ・児童の権利条約との関係で司法審査が必要ではないか ・一時保護の適法性・透明性の担保のため ・支援と一時保護の決定を同一機関が担うのは困難であること ・実質的に親権行使に制約を伴うため司法が判断すべき
必要でない	155 (71%)	・現行制度で問題がないため ・業務負担が大きすぎる ・迅速な一時保護が阻害される ・一時保護の躊躇につながりかねない ・司法審査で求められる根拠や証拠を準備する負担が増え、本来のケースワークに支障を来す恐れがある。 ・前回改正の効果を検証すべき
その他(具体的な意見)	30 (14%)	・事務手続の簡素化が必須である ・司法審査ではなく司法が決定する形が望ましい ・必要だが、運用の改善や裁判官の児童福祉分野への理解が必須 ・必要だが、職員の育成も行う必要がある ・裁判官が児童相談業務に習熟する必要がある ・手続の適正の観点からは望ましいが、一律の司法審査は保護者とのケースワークを困難にするおそれがある

(参考) H28年の実態把握調査の結果

児童相談所が行う一時保護について、保護者が提起する行政訴訟の他に司法手続を強化することが必要か

必要である	74	35%
必要でない	76	36%
その他	59	28%

- ◇ 仮に一時保護の延長の承認審判に係る手続を強化とした場合の考え方としては、
- ・親権者等の同意がない場合に限るべきとの意見が多い一方で、同意の有無にかかわらず対象とすべきとの意見もあった。
 - ・現行の2ヶ月を超える場合でよいとの意見が多数を占める一方で、「最長1ヶ月」「72時間以内」との意見もあった。

(2) 児童相談所が行う一時保護について、児福法第33条第5項の審判に加えて、仮に司法審査の手続を強化する場合に、どの場合を対象とすることが望ましいか

① 一時保護の延長(現行の児福法第33条第5項)の審判における親権者等の同意について

選択肢	回答数・割合	H28調査比較	主な回答内容
児童相談所の負担にも配慮した手続についても検討の上であれば、同意の有無に関わらず対象とすべき	26 (12%)	27 (13%) ※「同意の有無に関わらず対象とすべき」と回答した数	・家庭裁判所が関与することで円滑に一時保護に移行することが可能となるため ・児童の権利・福祉の問題であり親権者等の同意の有無は関係がないため ・家庭裁判所が関与することで一時保護の妥当性が示せる ・家庭裁判所が関与することで客観性が保たれるため
現行制度のまま、同意の有無に関わらず対象とすべき	9 (4%)		・児童相談所の体制で対応することは難しい
同意のない場合に限って対象とすべき	184 (84%)	182 (87%)	・親権者等の同意が得られている中で、家庭裁判所の審判の必要性を感じない ・今の児童相談所の体制で対応することは難しい ・業務負担が増すため司法審査の対象とすべきでない ・現行制度で特に問題がない ・一時保護に同意している親権者等との間の対立や混乱を避けたい

② 一時保護の延長の審判の頻度について

(注)例えば現行の2ヶ月を短縮して1ヶ月とする

選択肢	回答数・割合	主な回答内容
児童相談所の負担にも配慮した手続についても検討の上であれば、児童福祉法第33条第5項の審判が必要となる期間を短縮(注)すべき	10 (5%)	・子どもの人権等の観点から最長1ヶ月とすべき ・逮捕・勾留を参考に10日～14日間ではないか ・児福法第33条第5項の申立書類の準備期間を勘案して1週間程度 ・司法の関与なく分離ができるのは72時間以内(休日除く)とすべき ・一時保護の原則期間は変えず、延長については1ヶ月毎にした上で手続を簡易にすべき
現行制度のまま、児童福祉法第33条第5項の審判が必要となる期間を短縮(注)すべき	0 (0%)	
現行の2ヶ月のままでよい	209 (95%)	・これ以上の短期では調査や処遇の決定が難しい ・現行制度で特に問題がない ・これ以上の短期では事務負担上対応できない ・今の児童相談所の体制で対応することは難しい ・事務負担により通常のケースワークに支障を来す

◇ 仮に一時保護の開始決定に係る手続を強化とした場合、現行制度のままでよいとの意見が多かった一方で、司法による事前審査を導入すべきとの意見、事後審査を導入すべきとの意見も一定数あった。

(2) 児童相談所が行う一時保護について、児童福祉法第33条第5項の審判に加えて、仮に司法審査の手続を強化する場合に、どの場合を対象とすることが望ましいか

③一時保護の開始決定について

選択肢	回答数・割合	H28調査比較	主な回答内容
司法による事前審査（注1）を導入すべき（注3）	14 (7%)	41 (20%)	・ 家庭裁判所が関与することで円滑に一時保護に移行することが可能 ・ 一時保護は実質的に親権の行使に影響を与えることから司法が判断をすべき ・ 客観的な判断が行われるため適切に一時保護を行うことができる ・ 家庭裁判所の関与により一時保護の正当性が担保される
司法による事後審査（注2）を導入すべき（注3）	27 (12%)	69 (33%)	・ 司法審査により円滑に一時保護を実施することができるため ・ 一時保護の適法性・透明性等の担保が図られる ・ 本来は事前審査が望ましいが、緊急保護に対応できないと考えられるため、事後審査を行うべき
現行制度のままでよい	167 (76%)	99 (47%) ※「司法審査導入は不要」と回答した数	・ 司法審査の手続により迅速な対応ができないおそれがある ・ 司法関与を強めることは一時保護の判断を萎縮させる ・ 現行の制度のままで支障がないため ・ 司法審査の手続により児童相談所に過大な負担がかかる
その他（具体的な意見）	11 (5%)	—	・ 緊急時対応の場合は事前に審査をすることが難しいので、一定期間以内の事後審査と併用で対応できるのが望ましい ・ 親権者等の同意がとれないものを対象に一時保護開始について司法審査を導入すべき ・ 児童相談所の負担にどれくらい配慮した司法審査かわからないなかで具体的な内容は難しい

(注1)一時保護の開始前に家庭裁判所の承認を必要とすること

(注2)一時保護の開始後一定期間以内に家庭裁判所の承認を必要とすること

(注3)例えば、児福法第33条第5項の家事審判とは異なる形式での義務的司法審査の導入や裁判所による不服審査制度など、児童相談所の負担にも配慮した手続の在り方の検討を併せて行うことを前提として回答を求めた。

◇ 仮に一時保護の開始決定に係る手続を強化とした場合、親権者等の同意がない場合に限るべきとの意見が多かった一方で、同意の有無にかかわらず対象とすべきとの意見も一定数あった。

(2) 児童相談所が行う一時保護について、児福法第33条第5項の審判に加えて、仮に司法審査の手続を強化する場合に、どの場合を対象とすることが望ましいか。

④一時保護の開始決定に司法の審査を導入する場合の親権者の同意について

選択肢	回答数	H28調査比較	主な回答内容
未回答	4 (2%)	27 (13%)	・ 子どもの権利に関わる行為であり司法の審査により適切な行為であることが担保される ・ どのケースにも同意撤回はあるため全てのケースで行う方がいい ・ 一時保護自体は本来的には同意の有無で決定する処分ではないため、同意の有無に関わらず対象とすべき
同意の有無に関わらず対象とすべき（注）	27 (12%)	※「同意の有無に関わらず対象とすべき」と回答した数	
同意のない場合に限って対象とすべき（注）	188 (86%)	182 (87%)	・ 現行の体制で対応することは難しい ・ 同意している場合は司法が関与する必要性が乏しい ・ 事務負担が大きい ・ 養護ケースの場合は、福祉的対応が望ましく司法関与になじまない ・ 迅速な一時保護が阻害される

（注）児童福祉法第33条第5項の家事審判とは異なる形式での義務的司法審査の導入や裁判所による不服審査制度など、児童相談所の負担にも配慮した手続の在り方の検討を併せて行うことを前提として回答を求めた。

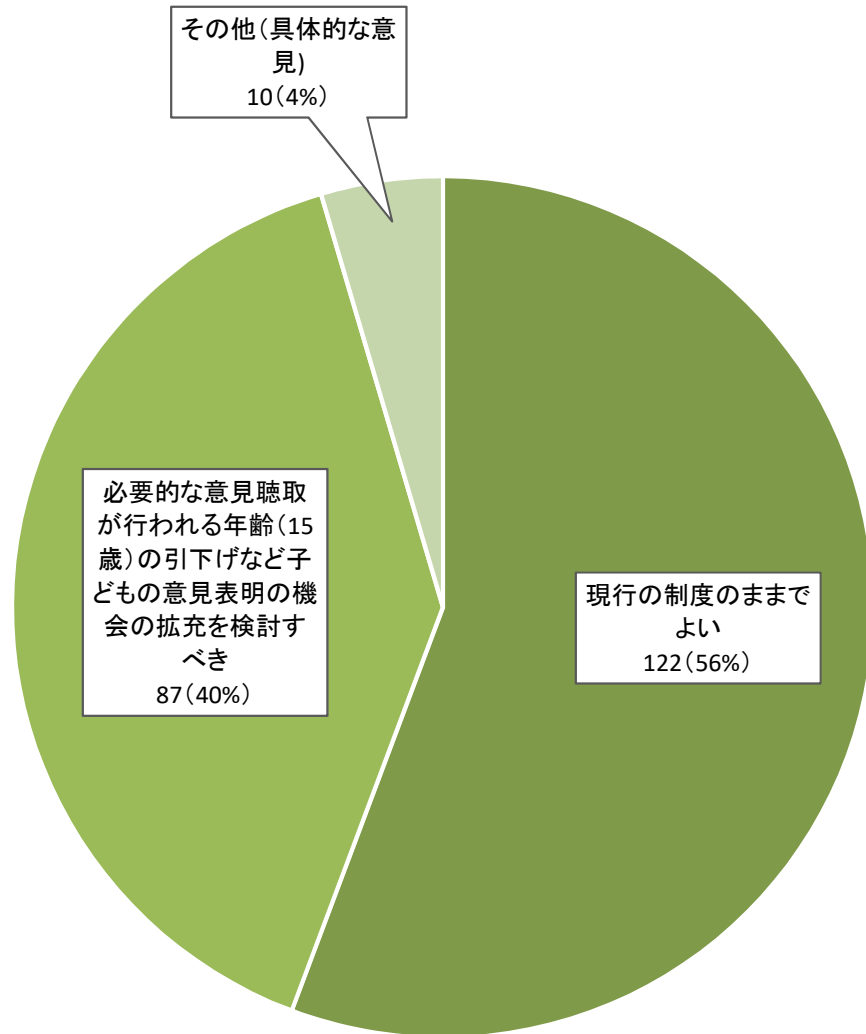
◇ 仮に司法審査の手続を強化するのであれば、児童相談所の体制整備が必要であるとの回答が9割を占めた。

(3) 仮に(2)のとおりに司法審査の手続を強化する場合に、児童相談所における体制整備が必要か

選択肢	回答数	H28調査比較	主な回答内容
必要である	197 (90%)	186 (89%)	・ 法務担当事務職員の配置 ・ 児童相談所への常勤弁護士の配置 ・ 人員増一般 ・ 児童福祉司の増員 ・ 司法手続を行う専門部署を設ける ・ 研修やマニュアルを通じた児童相談所職員の法的スキルの向上
必要でない	9 (4%)	12 (6%)	
その他	13 (6%)	11 (5%)	・ 児童相談所の体制整備でなく児相とは別の保護機関または支援機関が必要 ・ 弁護士等の常駐は必要だが、根拠として業務量の増加の実績が必要 ・ そもそも司法関与の強化は不要

◇ 家事審判手続における子どもからの意見聴取その他意思の把握方法について、現行制度（15歳以上の児童からは必ず聴取）でよいとの意見が多い一方で、年齢引き下げなど子どもの意見表明機会の拡充を検討すべきとの意見も40%あった。

(4) 現行の家事審判手続に関して、子どもからの意見聴取その他意思の把握の方法についてどのように考えるか



選択肢	回答数	主な回答内容
現行の制度（注）のまま でよい	122	・ 現行の制度で問題がない ・ 現行制度でも、子どもの意見表明の機会はおおむね保証されていると考えるため ・ 調査官が子どもの意見を聴取しているため ・ 児童福祉司、児童心理司が子どもの意見を聴取しているため
必要な意見聴取が行われる年齢（15歳）の引下げなど子どもの意見表明の機会の拡充を検討すべき	87	・ 15歳以下でも設けるべき － 具体的な年齢の記載はなし － 就学年齢以上の児童 － 9歳以上 － 小学校高学年・10歳以上 － 12歳以上 － 中学生以上 ・ 一律に年齢で区別すべきではない ・ 全件、調査官の面接による子どもの意思の把握を検討することが必要と思われる ・ 意見表明の機会は拡大すべき
その他（具体的な意見）	10	・ 対象児童の心身状態等に適した聞き取り者等の選択が必要 ・ 子どもから確実に意見聴取するシステムを構築する方が先決と考える ・ 児童相談所として、審判に当たって子供の意見陳述が必要であると判断した場合は、申立時にあわせて裁判所にその旨を申し立てることが必要 ・ 児童の意見表明の機会の拡充は必要であるが、聴取は慎重に進める必要がある ・ どの年齢の児童からも意見聴取をすべきだが、適切な手法での実施が必要 ・ 現状、調査官調査が予定されていない手続において意見聴取の方法を検討すべき ・ 一時保護・延長時の司法審査の導入を前提として、いずれの場合も家裁調査官による意見聴取をすべき。その際は原則年齢制限をなくすべき ・ 子どもの意見は参考程度の扱いとせざるをえない ・ 児童からの意見聴取が必ずしも児童の福祉を担保しない

(注) 家事事件手続法の下で、15歳以上の児童からは必ず意見を聴取するほか、15歳未満の児童についても、陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査など適切な方法により、子の意思を把握するように努め、その意思を考慮しなければならないとされている。

(5) 上記のほか、一時保護手続に関する司法審査等についての意見(主なもの)

意見	・ 児童相談所でなく警察や家庭裁判所など別の機関が一時保護の決定を行う制度とすべき ・ 司法関与の導入・強化の際は併せて手続の簡素化や児童相談所の体制強化を検討すべき ・ 子どもの権利や意向を尊重・考慮すべき ・ 同意のない一時保護に対する第三者の審判や意見の提示は有効である ・ 性的虐待の捜査が進行中であるなど、親権者等に開示しがたい理由による一時保護の延長について家裁での取扱い方法を検討してほしい ・ DV事例については共同親権者に審判について連絡がされてしまう点を改善してほしい ・ これ以上の事務負担の増加には対応できない ・ 一時保護を延長するのではなく必要に応じて28条措置や親権停止の手続をとるべきであり、一時保護の審判の強化は望ましくない ・ これ以上の司法審査の強化には反対である ・ 司法関与を強化すると、手続の煩雑さにより必要な一時保護が行われなくなることを危惧 ・ 司法関与は望ましいが、負担に関しては懸念している ・ 児福法28条措置の家裁の承認後に入居待機が生じた場合の取扱いを整理すべき
----	--

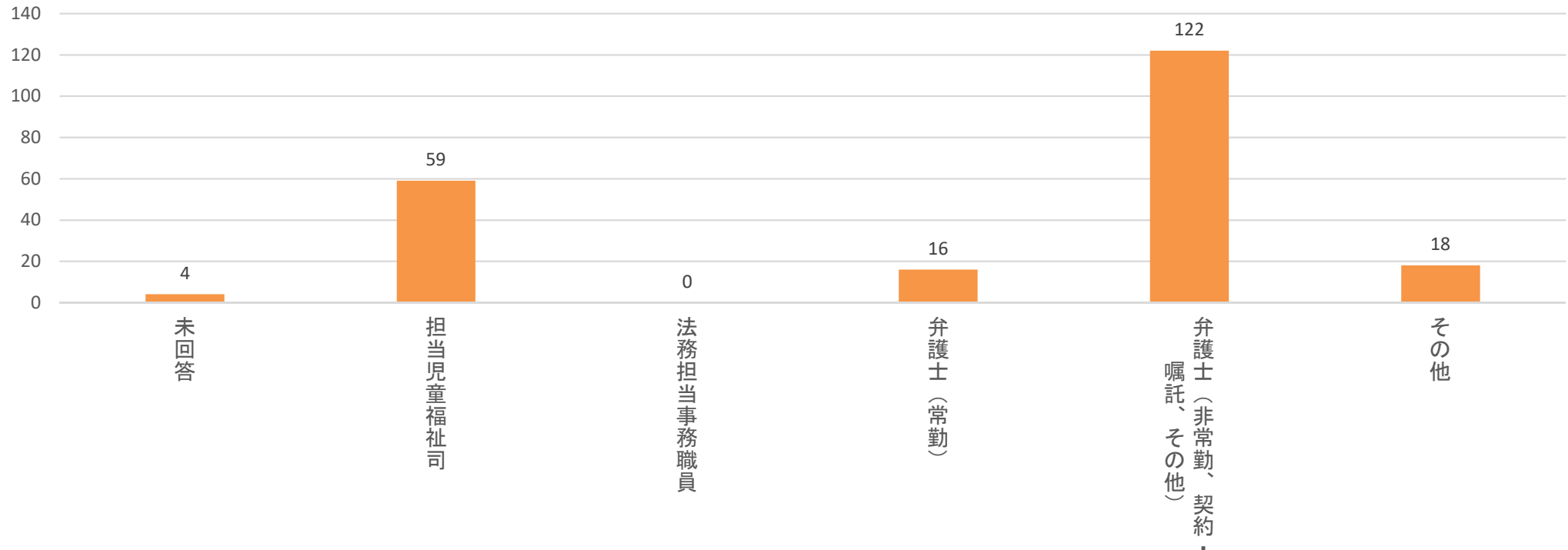
(6) (5)以外の観点から、児福法第33条による一時保護手続について、課題及び改善策(主なもの)

課題	改善策
事務処理の負担が大きい	・ 児福法第33条第5項の承認審判の申立書の簡素化や業務量負担軽減のためのガイドラインの提供 ・ 効果的な人材育成と確保 ・ 家庭裁判所主催で申立ての研修の実施やマニュアル作成
一時保護の必要性や司法審査について親権者等や関係機関に説明することが困難	・ 司法手続の流れや用語の説明について共通のマニュアルやパンフレットの作成 ・ 一時保護の権限強化
子どもの意見をくみ取る方法や機会の確保に課題がある	・ 一時保護の必要性和子どもの意思の双方を考慮したアセスメントや、子どもの理解が得られるような丁寧な説明。 ・ 必要があれば子どもに弁護士をつける制度を検討すべき
ケースワークとの両立が困難	・ 児福法第33条第5項の承認審判の申立書の簡素化・効果的な人材育成と確保 ・ ケース全体を見ながらのケースワーク進行と親権者等との関係性の構築が必要。 ・ 一時保護の期間や必要性を再度整理すべき
児童相談所の体制が不足している	・ 弁護士の常勤化 ・ 訟務事務を担う専門職員の育成 ・ 児福法第33条第5項の承認審判の申立書の簡素化 ・ 児童福祉司、児童心理司の増員
身柄付き通告の増加	・ 職員体制・職員数の充実
保護児童の多様性や対応の難しさ	・ 職員体制・職員数の充実
親権者等の同意をとることに職員の労力がさかれる	・ 一時保護は、親権者等の同意は要件とせず全件届出制にしてはどうか ・ 親権者等の同意のない一時保護は、短時間(48時間等)で司法判断がされるような仕組みが必要
一時保護期間中の児童の処遇改善や権利擁護	・ 一時保護の開始に関する司法審査で、それにより制限される権利の内容も裁判所が判断すべき(居所秘匿、面会・通信制限、簡易な医療の同意権等) ・ 一時保護所における子どもの権利について法律で明記すべきである
一時保護やその後の受皿の不足	・ 一時保護増加に伴う一時保護所などのハード面の整備 ・ 処遇決定の判断をできる限り速やかに行うよう努める
児童相談所の一時保護は強大な権限なので権利侵害となる可能性がある	・ 何らかのチェック機能が働くような仕組み作り ・ 同意無しの一時保護については、児相とは別の司法組織が一体的に担う
一時保護解除の法的性質の整理や権限行使の適正性の検討	・ 一時保護開始後及び解除後の判定会議の実施等

4 児童福祉法第28条第1項各号に基づく審判手続等の現状について

◇ 施設入所等の措置の承認審判の申立書類は、弁護士が作成する児童相談所が最も多く、次に担当児童福祉司が多い。

(1)-1 児童福祉法(以下「児福法」)第28条第1項各号の申立書類について、児童相談所において、主に書面の作成を担う者



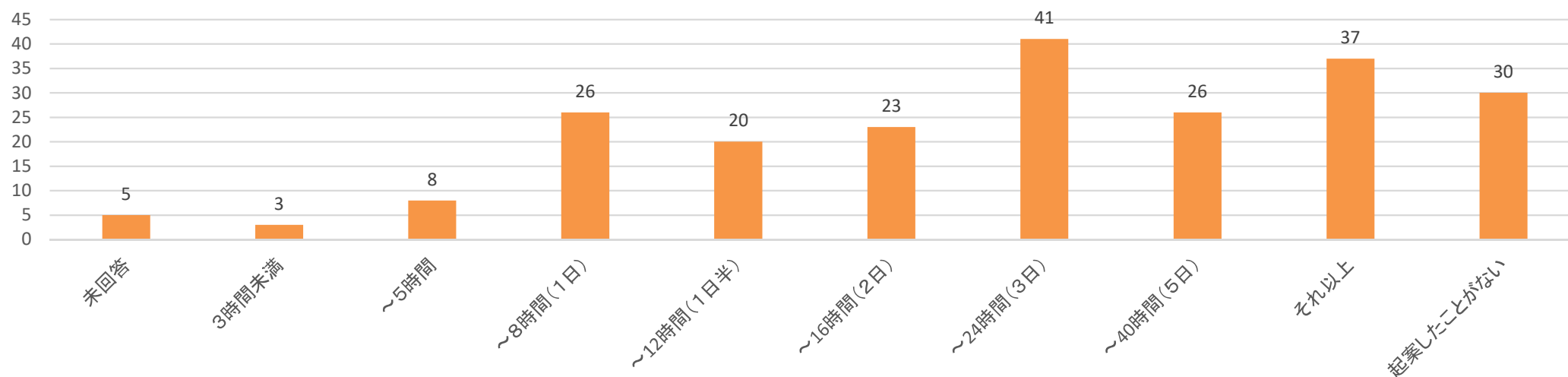
※「法務担当事務職員」とは、児童相談所において、児童福祉司等以外の特定の事務職員を法務関係の事務処理に従事させる体制をとっている場合

(1)-2 「その他」に具体的に該当する者(主なもの)

選択肢	主な回答内容
その他	・ 担当児童福祉司、弁護士で作業分担 ・ 担当児童福祉司、係長、弁護士で作業分担 ・ 担当児童福祉司、弁護士、家庭支援担当福祉司で作業分担 ・ 担当福祉司や弁護士等がケースバイケースで作成

◇ 施設入所等の措置の承認審判の申立書類（証拠書類等を除く）の作成に要する時間は、3時間未満から5日間以上までバラツキがある。

(2)-1 (1)の申立書類のうち、申立書本体(証拠書類等を除く。)の作成には、1件あたり平均してどの程度時間を要するか

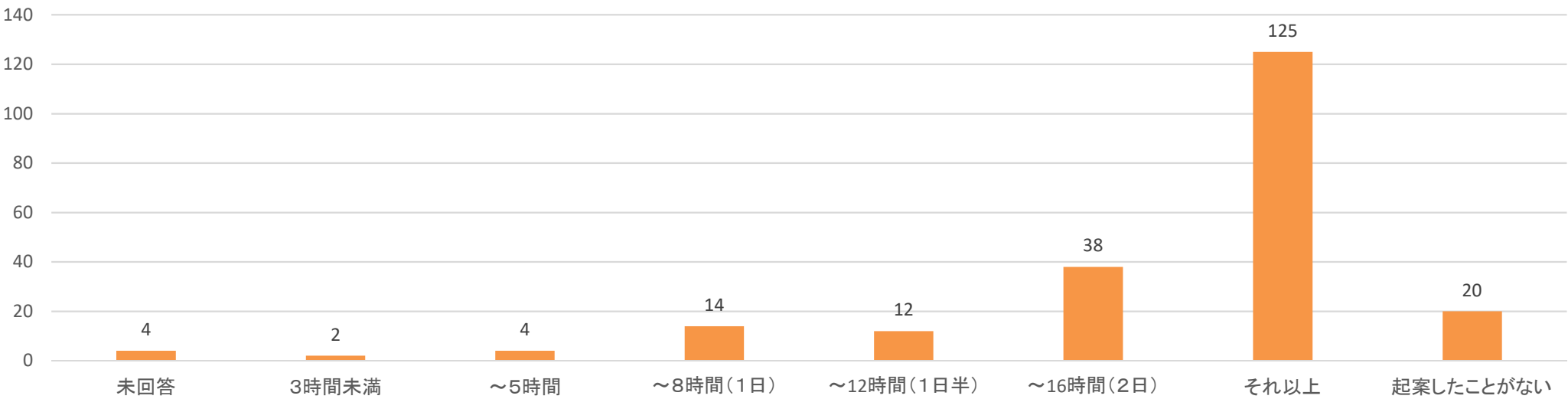


(2)-2 上記につき、1日以内であれば、当該時間内に作成するための工夫、1日を超える場合、時間を要する理由。

所要時間	回答数	主な回答内容
3時間未満	3	・ ケース概要を事前に申立書を作成する弁護士に伝えておく ・ 児相と弁護士との密な連携 ・ 子ども虐待対応マニュアルにおいて様式を作成している
～5時間	8	
～8時間(1日)	26	
～12時間(1日半)	20	・ 主に弁護士が文書作成するため ・ 主担当+副担当弁護士体制で申立書案を作成、児相と協議・修正等を行っている ・ 前例を参考に作成 ・ 弁護士との打合せ、関係機関からの資料の提供、決裁など文書作成以外の手続に時間を要する ・ 経過記録の確認、精査、資料の作成に時間を要するため ・ 日常業務と異なる業務であり経験の蓄積もないため時間を要する ・ 保護者に開示されることや今後のケースワークの円滑化に配慮した情報の精査に時間を要する ・ 日常業務と並行しての作業となるため時間を要する
～16時間(2日)	23	
～24時間(3日)	41	
～40時間(5日)	26	
それ以上	37	

◇ 施設入所等の措置の承認審判の申立書類のうち、証拠書類の作成に要する時間は書類本体の作成に要する時間よりも長い傾向にあり、2日間以上要している児童相談所がほとんどである。

(3)-1 (1)の申立書類のうち、証拠書類(担当の児童福祉司が作成する報告書等を含む。)の作成には、1件あたり平均してどの程度時間を要するか

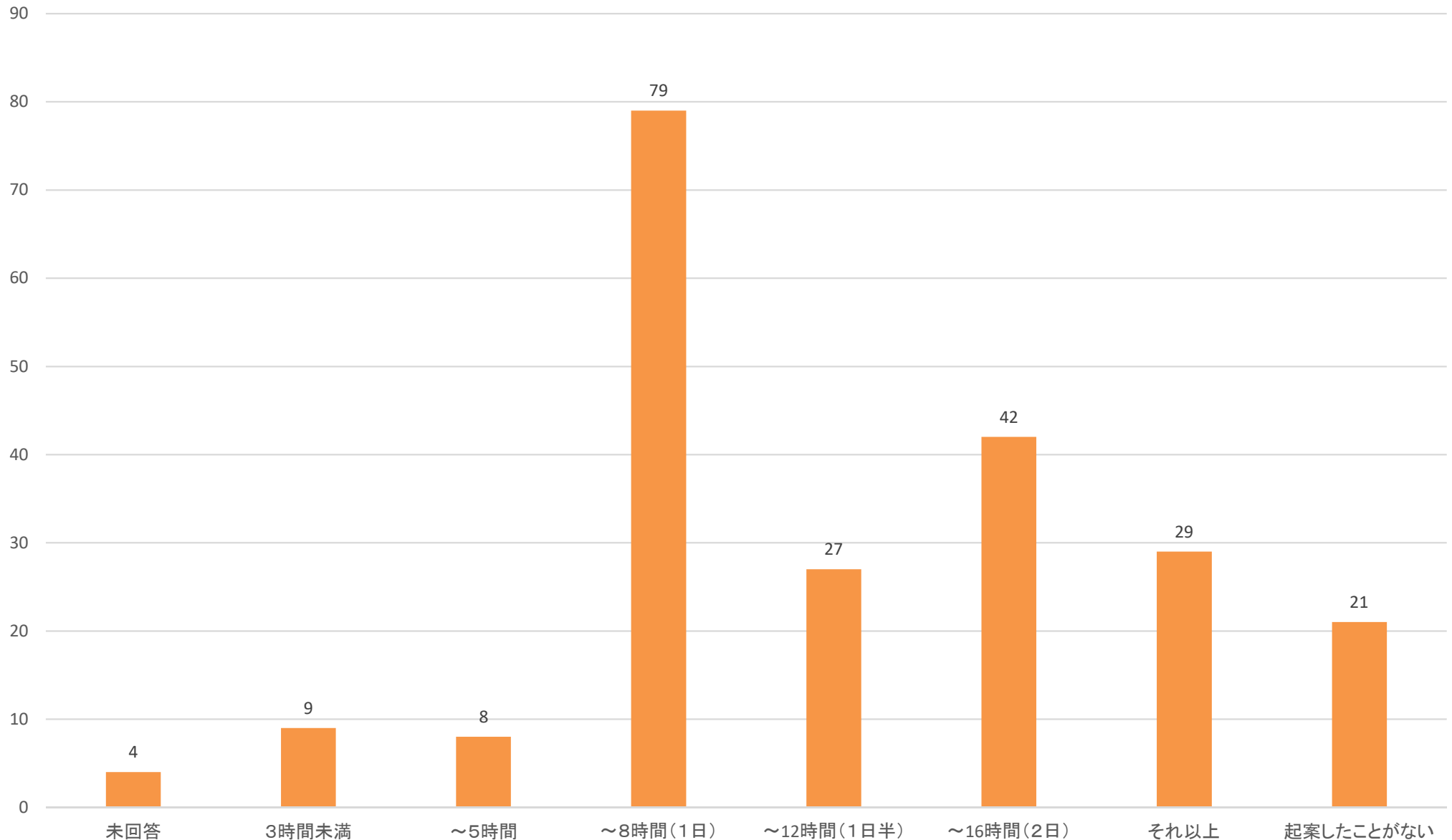


(3)-2 上記につき、1日以内であれば、当該時間内に作成するための工夫、1日を超える場合、時間を要する理由。

所要時間	回答数	主な回答内容
3 時間未満	2	・ 児相と弁護士との密な連携
～ 5 時間	4	
～ 8 時間 （ 1 日 ）	14	
～12時間 （ 1 日 半 ）	12	・ 経過記録の読込や取捨選択等に時間を要する ・ 関係機関への照会や情報取得に時間を要する ・ 保護者に開示されることで情報の精査に時間を要する ・ 弁護士との打合せ、決裁など文書作成以外の手続に時間を要する ・ 日常業務と異なる業務であり経験の蓄積もないため時間を要する ・ 日常業務と並行しての作業となるため時間を要する
～16時間 （ 2 日 ）	38	
それ以上	125	

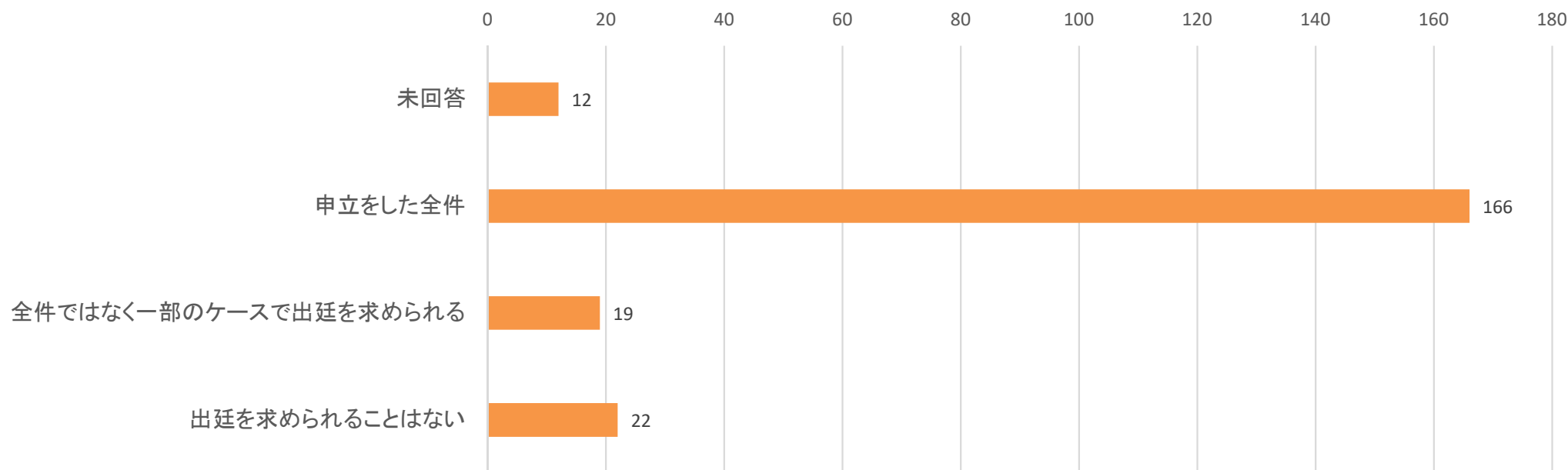
◇ 施設入所等の措置の承認審判の申立書類の決裁に要する時間は「1日」が最も多い。

(4) 児福法第28条第1項の申立書類の決裁手続について、決裁手続を開始してから決裁が終了するまで、1件当たり平均してどの程度時間を要するか



◇ 施設入所等の措置の承認審判について、家庭裁判所より審問期日への出廷を求められるケースとして、「申立をした全件」で求められる児童相談所がほとんどであるが、「一部のケース」で求められる児童相談所もあった。

(5)-1 児福法第28条第1項の審判について、家庭裁判所より審問期日への出廷を求められることはどの程度あるか



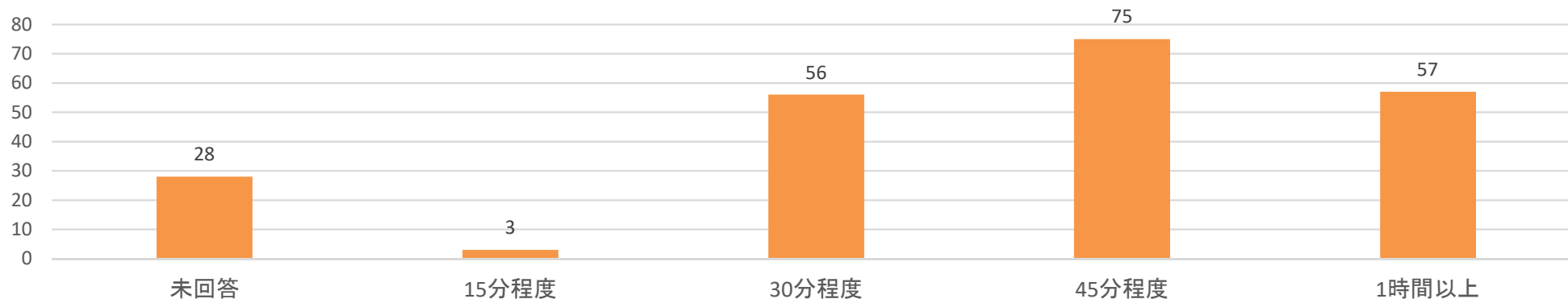
※「未回答」なのは主に延長の申立をしたことがない児童相談所と考えられる。

(5)-2 上記で「全部でなく一部のケースで出廷を求められる」を選択した場合、具体的にどのようなケースか(主なもの)

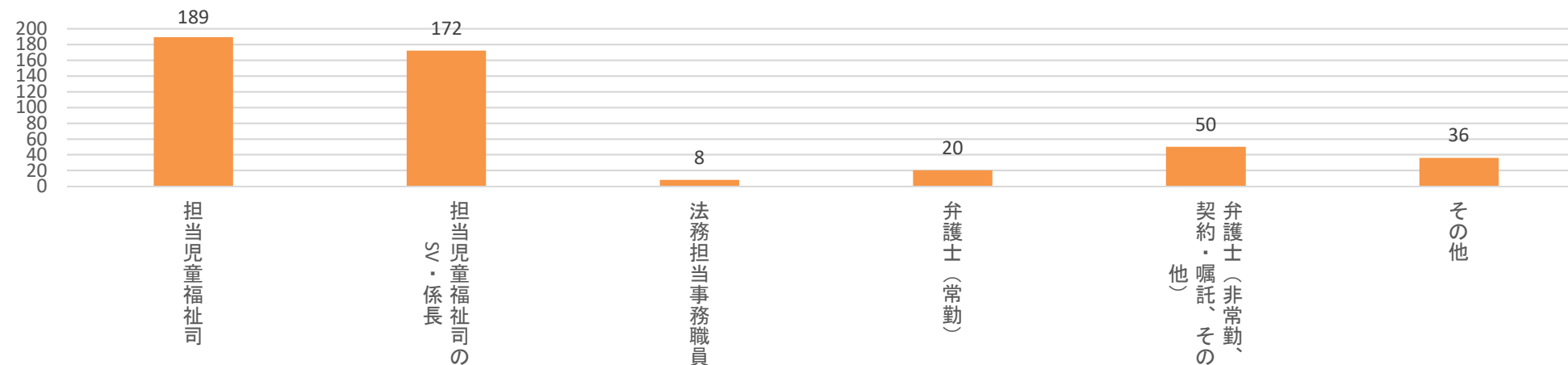
選択肢	主な回答内容
全件ではなく一部のケースで出廷を求められる	・ 裁判所の判断による ・ 児童福祉司と親権者津才の面接内容など、家庭裁判所がより詳しい状況を把握したいと考えたケースについて、出廷を求められている ・ 却下となりそうなケースの場合に出廷を求められている傾向がある ・ 児童相談所の意見を直接伝えることが必須の場合。児童相談所と相手方の話し合いが可能な場合 ・ 親権者が出廷する見込みがあるものは全件出席を希望している

- ◇ 施設入所等の措置の承認審判の審問期日は、1回につき15分程度のこともあれば1時間以上のこともある。
- ◇ 児童相談所の出廷者は児童福祉司（スーパーバイザー含む）や弁護士が多い。

(6) 児福法第28条第1項各号の審判について、1回の審問期日につき、どの程度の時間がかかるか



(7)-1 児福法第28条第1項各号の審判の審問期日当日に出廷する者（各児童相談所3つまで回答）



(7)-2 「その他」に具体的に該当する者（主なもの）

選択肢	主な回答内容
その他	・ 担当児童心理司 ・ 児童相談所長 ・ ケースバイケース ・ 担当心理判定員 ・ 課長職 ・ 担当一時保護職員 ・ 特定の職務に当たる児童福祉司

◇ 施設入所等の措置決定に対する行政不服審査は年間20件程度、取消訴訟は平成30年度は10件、令和元年度は1件

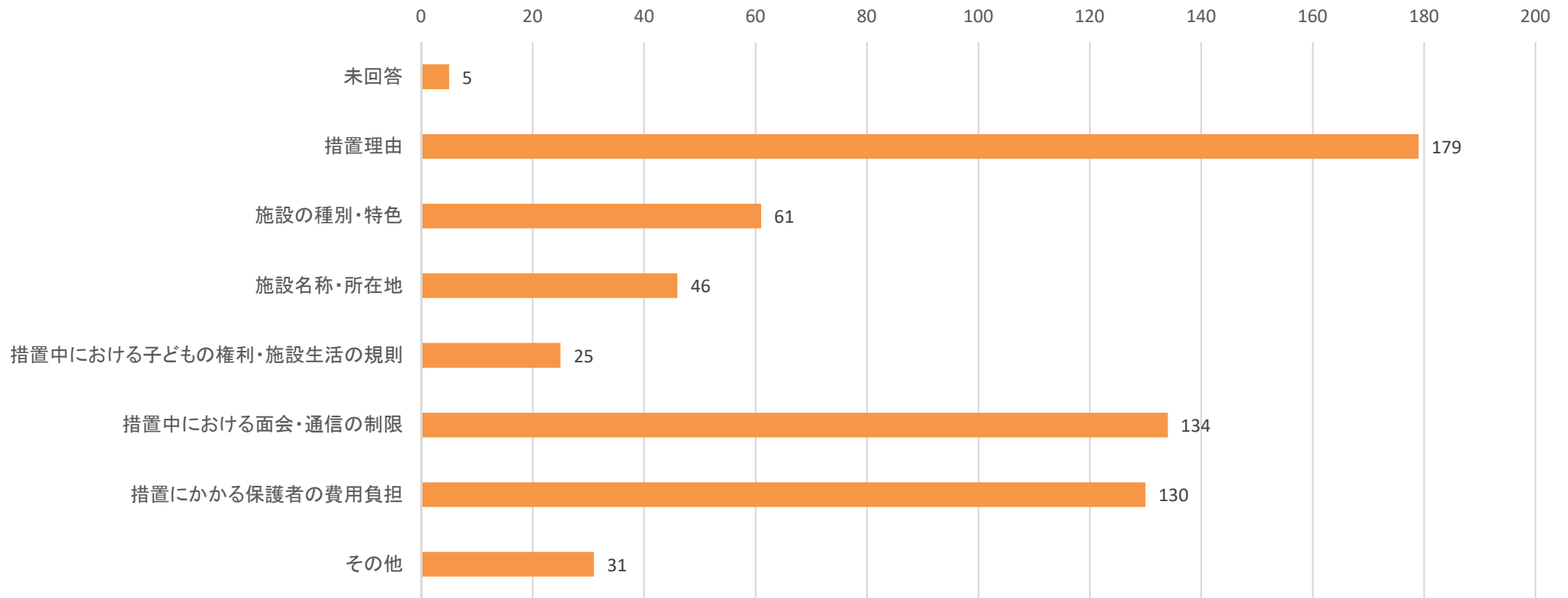
(8) 児福法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定について、行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟の件数及びその結果

	児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に関する行政不服審査					児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に関する訴訟									
						取消訴訟					賠償請求訴訟				
	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ
平成30年度	17	7	4	4	2	10	5	1	0	4	0	0	0	0	0
令和元年度	19	7	2	8	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0

【平成30年度及び令和元年度に決定若しくは判決が確定した事例】

◇ 施設入所等の措置決定において、親権者等の同意を得るうえで課題となる説明事項としては、「措置理由」、「面会・通信制限」、「措置にかかる保護者の費用負担」などが多かった。

(9)-1 児福法第27条第1項第3号の措置決定において、親権者等の同意を得るうえで課題となる説明事項は何か(各児童相談所3つまで回答)



(9)-2 「その他」に具体的に該当する者(主なもの)

選択肢	主な回答内容
その他	・ 措置後の見通しについて納得が得られない ・ 措置に伴う手当の支給停止や生活保護受給額の減額への抵抗感 ・ 親権者等の感情面での理解・納得 ・ 保護者指導（医療機関受診、就労等）への同意 ・ 施設入所への抵抗感

(10) 児福法第28条や第27条に基づく手続について、課題と感ずる事項とそれに対する改善策(主なもの)

課題	改善策
審判手続に時間を要することから一時保護も長期化するなど様々な問題(学習の機会の喪失、児童手当の支給ができない)が生じている	・ 審判手続の迅速化 ・ 一時保護委託先施設に措置と同額の一時保護委託費を支給する ・ 親権者等の反論が一定期間ない場合は家庭裁判所の判断で強制的に入所をすすめられるなどの法整備 ・ 申立専任の役割を担う職員配置とすることや児相の法的対応専門機関を立ち上げるなどの体制整備 ・ 家庭裁判所の強化 ・ 体験入校等がスムーズに行なえる体制を確立し、学習の保障を早期に図る。 ・ 児童福祉施設への一時保護委託など児童の生活が制限されない場所の移行をより円滑に行う ・ 施設入所見込の子どもも、被措置児童と同じサービスが受けられるようにする
第27条・第28条の入所措置の保護者負担金を求めることについて、支援関係に支障がある	・ 保護者負担金制度の廃止(全額公費負担化) ・ 虐待ケースの場合や28条措置の場合は保護者負担金を無料にする ・ 支援関係に支障がある場合には、保護者負担金の免除を決定してもかまわない旨の通知の発出 ・ 保護者負担金の軽減や支払い猶予、分割納付を認める ・ 保護者負担金徴収のための職員増等
書類作成、所内手続、期日対応に労力と時間を要し、職員の負担が大きい	・ 常勤弁護士の配置、非常勤弁護士の活用、法務担当事務職員の配置 ・ 指導職員の充実 ・ 研修の実施 ・ 事務処理マニュアル等の整理 ・ 申立書類や証拠書類準備の負担軽減、手続の簡略化
親権者等が意向を明確にしない、連絡がつかない、翻意があるなど同意を確認することが難しい	・ 27条措置の必要性についての丁寧な説明。 ・ 親権者等の理解を得るため、措置後も面会、一時帰省ができることを伝える ・ 児童福祉審議会に諮ったり、弁護士による助言等を元に対応する ・ 同意要件を外し、児童相談所長が審判を経ることが適当であると認めるときは審判を得ることができるとすべき ・ 同意後、一定期間の後にその撤回はできない(特別養子縁組同様)というかたちが必要
家庭裁判所への提出資料が親権者等に開示されることに伴い、マスキングなどの事務負担、親権者との対立の深刻化、関係機関からの情報取得が困難になるなどの問題が生じる	・ 児童虐待に関係する申立てでは、児童の福祉の観点から、記録の非開示などをなるべく認める ・ 手続の簡素化 ・ 非開示情報についても、家裁の判断の根拠とする。
裁判官によって判断や審判の運営方法にばらつきがあったり、児相の業務や心理的虐待に関する理解が乏しい場合がある	・ 子どもについて専門的な裁判官の導入 ・ 裁判官の児童虐待・児童福祉に対する専門性の向上 ・ 裁判所でも、児童虐待等の問題を研究していただきたい ・ 審判時での判断を物的証拠からその周辺の状況へ広げ、ケースを多側面から評価すべき
28条措置を採った場合、その後の親権者等との関係維持や支援が難しい	・ 申立機関と支援機関の分離 ・ 支援プランの策定と同意を採る手続を経る ・ 弁護士を常勤化し、常に相談できる体制にする(外部の弁護士は移動等に時間を取られる) ・ 欧米のように、裁判所から保護者に対し改善プログラムの受講命令を出す仕組みとする

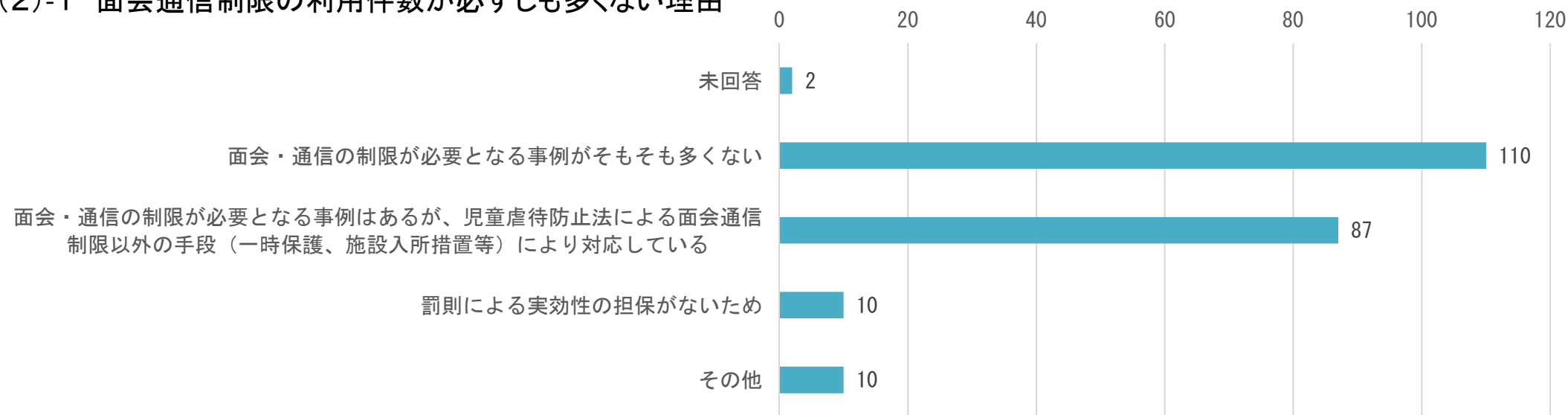
5 面会通信制限・接近禁止命令について

◇ 児童虐待防止法に基づく面会通信制限については、「必要となる事例が多くない」、「他の手段で対応している」といった理由から実施件数は少ない（福祉行政報告例によると平成30年度は全国で57件）。

(1) 平成30年度及び令和元年度に面会通信制限を実施したケースについて、実施件数の内訳

※ 現在、数値の集計中

(2)-1 面会通信制限の利用件数が必ずしも多くない理由



(2)-2 「面会・通信の制限が必要となる事例はあるが、児童虐待防止法による面会通信制限以外の手段（一時保護、施設入所措置等）により対応している」場合の具体的な対応手段、「その他」の場合の具体的な理由（主なもの）

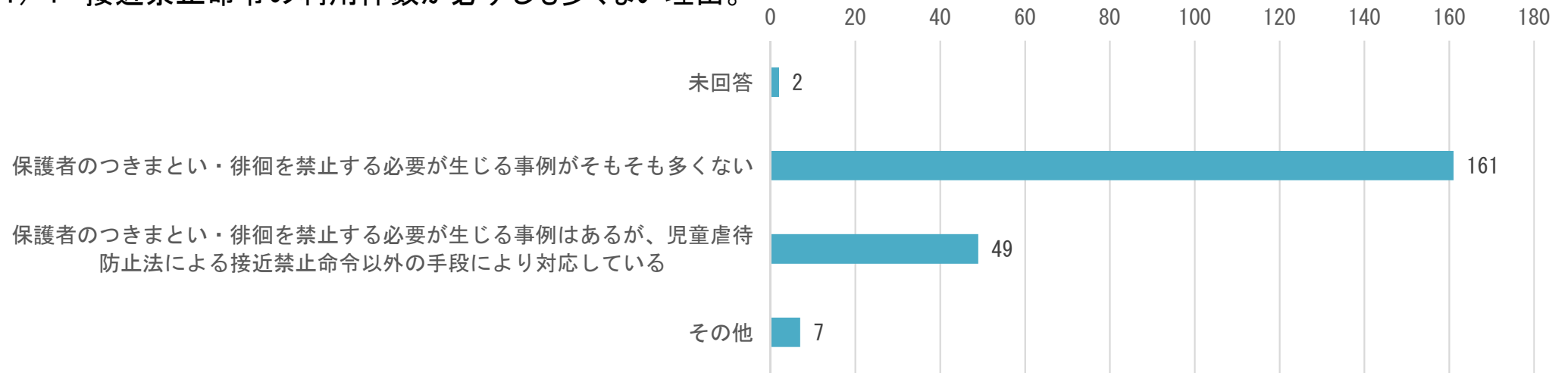
選択肢	主な回答内容
必要となる事例はあるが、面会通信制限以外の手段により対応している	・ 保護者との処遇方針の中で了解を得ている ・ 一時保護の場所や入所先等を非開示にしている ・ 児童福祉司指導の内容に面会通信制限を盛り込んで対応している ・ 施設入所措置、一時保護の運用で対応
その他	・ 保護者との話し合いや措置によらない指導の中で了解を得て制限を行っている ・ 面会・通信の制限が使いにくい

◇ 児童虐待防止法に基づく接近禁止命令については「必要が生じる事例が多くない」、「他の手段で対応している」といった理由から実施件数は少ない（福祉行政報告例によると平成30年度は全国で0件）。

(3) 平成30年度及び令和元年度に児童虐待防止法第14条第1項又は第14条第2項に基づき接近禁止命令を実施したケースについて、実施件数の内訳

※ 現在、数値の集計中

(4)-1 接近禁止命令の利用件数が必ずしも多くない理由。



(4)-2 「保護者のつきまとい・徘徊を禁止する必要が生じる事例はあるが、児童虐待防止法による接近禁止命令以外の手段により対応している」場合の具体的な対応手段、「その他」の場合の具体的な理由（主なもの）

選択肢	主な回答内容
必要が生じる事例はあるが、接近禁止命令以外の手段により対応している	・ 保護者との話し合いや措置によらない指導の中で接近禁止の了解を得ている ・ 一時保護の場所や入所先等を非開示にしている ・ DV防止法による接近禁止命令等を活用している
その他	・ 面会することを控えてほしいなどの任意の依頼を了解してもらっている ・ 現行の接近禁止命令制度が使いやすい形ではない ・ 児童相談所と保護者の互いの了解・同意のもと、ルールを定めている ・ 一時保護の場所や入所先等を非開示にしている

- ◇ 面会通信制限・接近禁止命令の課題については、「実効性の担保に疑問」、「手続きが煩雑」といったものが多い一方で、「利用場面や対象を拡大すべき」との意見もあった。
- ◇ 具体的に拡大すべき場面・対象としては、「在宅ケースへの拡大」を挙げる意見が多かった。

(5) 現行の面会通信制限や接近禁止命令の制度について課題(主なもの)

経過日数	回答数	主な回答内容
未回答・特になし	169 (77%)	
課題あり	50 (23%)	・ 罰則がない又は軽く、実効性の担保に疑問がある ・ 手続きが煩雑で時間がかかる ・ 施設名を不開示にすることと併せて行わなければ効果がない ・ 処分として行わなくとも、運用のなかで対応できる ・ 虐待事例以外にも適用できるようにすべき ・ 精神疾患等の影響で、突発的に行動してしまう保護者に効力がない ・ 在宅ケースにも接近禁止命令が出せるようにすべき ・ 保護者以外にも対象を拡大すべき ・ 禁止期間が最大でも6ヶ月と短い

(6) 現行法に規定される以外の場面で面会通信制限や接近禁止命令が必要と考えられる場合があるか。ある場合は具体的な場面

経過日数	回答数	主な回答内容
未回答	2	
ある	59 (27%)	・ 親権のない親が面会交流を求める在宅ケース ・ 性的虐待を理由に片親や親戚と暮らす在宅ケース ・ 親以外にそのパートナーや親族等に面会制限等が必要なケース ・ DVを理由に片親や親戚と暮らす在宅ケース ・ 児童が所属する機関や社会資源への接近禁止 ・ 「児童虐待を受けた」かの状況調査のため児童への面会制限等が必要なケース
ない	158 (72%)	

◇ 面会通信制限・接近禁止命令について、実効性や保護者への説得力の観点から、司法審査の導入が必要との意見が多かった。

(7) 面会通信制限について、司法審査の手続を導入することが必要だと思うか。理由や意見(主なもの)

経過日数	回答数	主な回答内容
必要である	97 (44%)	・裁判所が関与することで円滑に面会通信制限を課することが可能 ・司法の関与により面会通信制限の実効性が増す ・親権等の重要な権利制約であるため ・権限行使が司法の判断に基づくという形をつくることで保護者にその意義を明示することができる ・裁判所のいうことであれば保護者も従いやすい ・権限行使の根拠や対象が明確化される
必要でない	87 (40%)	・現状で不都合がない ・司法審査により迅速な対応ができなくなるおそれ ・司法審査を導入すると事務負担が増える ・事務量の増大の割に効力に疑問があるため ・審査請求や行政不服審査の仕組みがあるため
その他	35 (16%)	・事例がないため判断がつかない ・ケースや事案の類型により判断する必要がある ・司法関与は望ましいが現在の体制では対応できない ・罰則もあるので司法審査の必要性は高いが、裁判所が判断に慎重になり時間がかかることを懸念

(8) 接近禁止命令について、司法審査の手続を導入することが必要だと思うか。理由や意見(主なもの)

経過日数	回答数	主な回答内容
未回答	2	
必要である	107 (49%)	・裁判所が関与することで円滑に接近禁止命令を出すことが可能 ・司法の関与により接近禁止命令の実効性が増す ・裁判所のいうことであれば保護者も従いやすい ・親権等の重要な権利制約であるため
必要でない	79 (36%)	・現状で不都合がない ・司法審査を導入すると事務負担が増える ・司法審査により迅速な対応ができなくなるおそれ ・困難ケースがないため必要性を感じない
その他	31 (14%)	・事例がないため判断がつかない ・ケースや事案の類型により判断する必要がある ・司法関与は望ましいが現在の体制では対応できない ・罰則もあるので司法審査の必要性は高いが、裁判所が判断に慎重になり時間がかかることを懸念

6 臨検・搜索等について

◇ 児童虐待防止法に基づく臨検・搜索については、「必要となる事例が多くない」、「他の手段により対応している」といった理由から実施件数は少ない（福祉行政報告例によると平成30年度は全国で6件）。

(1) 臨検・搜索の利用件数が必ずしも多くない理由。また、具体的な改善策、対応手段、理由（主なもの）

選択肢	回答数・割合	主な回答内容
未回答	1	
臨検・搜索が必要となる事例がそもそも多くない	183 (84%)	
臨検・搜索の許可手続きが煩雑であり機動的に対応できない (具体的な改善策)	8 (4%)	・マニュアル等により事務の効率化を図るべき。 ・手続きの簡略化や即日許可。 ・立入調査や出頭要求を前置とせず、必要に応じて選択できる仕組みとする ・危険性の高いケースの場合は、立入調査に連続して臨検・搜索が出来るよう、事前に許可が得られる仕組みを検討すべき。
児童の福祉に関する事務に従事する職員だけでは、臨検・搜索の強行性が担保できない (具体的な改善策)	7 (3%)	・通告先を警察に一元化する。 ・臨検・搜索のような強制的な処分は、警察機関が行うべき。
臨検・搜索が必要となる事例はあるが、児童虐待防止法による臨検・搜索以外の手段により対応している (具体的な対応手段)	18 (8%)	・警察官に同行援助要請を行う事も含め、出頭要求、立入調査で対応している。 ・警察OBの職員配置や要対協個別ケース検討会の充実により、以前と比べ、関係機関との連携が強化され、臨検・搜索までせずとも対応できている。
その他 (具体的な理由)	2	・臨検・搜索の場面としては、強制的な家屋内搜索等を伴う事例が想定されるが、警察との協働体制が構築されず、強制力が担保されていないことが件数が伸びない要因と考えられる。 ・虐待以外の理由により安全確認ができない児童に対しては、臨検・搜索の制度は使いづらい。

7 裁判所の勧告について

- ◇ 家庭裁判所の保護者指導勧告は、例は少ないものの、効果が見られた児相と見られなかった児相が同数程度だった。
- ◇ 効果が見られた例としては、保護者の納得感が増す等の意見があった。

(1) 平成30年度及び令和元年度に裁判所から保護者指導勧告が出されたケースについて、具体的な指導に対する保護者の態度や指導後の行動変化等

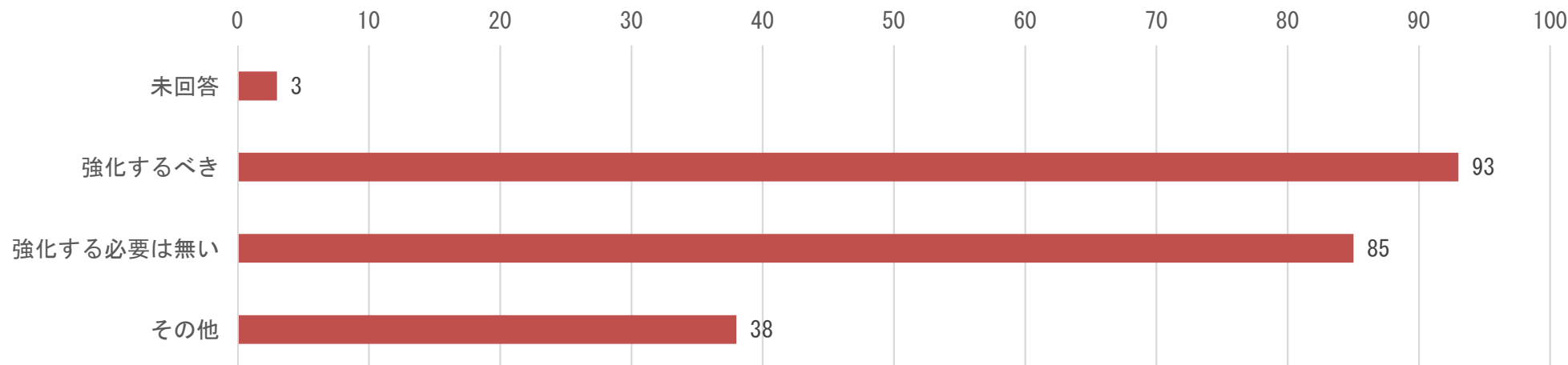
回答種別	回答数	主な回答内容
勧告が出された事例なし	199	
勧告を経て効果が見られた例	11児童相談所	・ 28条申立をしていたが、保護者との話合いで理解が進み、児童相談所の指導の下家庭復帰に向けたプログラムを受けよう勧告が出された。 ・ 保護者も児童福祉士も指導方針が明確になることで、保護者は納得しやすくなるし、児童福祉士にとっては指導がやりやすくなる。 ・ 28条措置の施設入所承認審判時に、保護者指導勧告が出された。勧告に基づく指導に従い保護者の改善すべき点を明確にしたので、保護者も児童を家庭引き取りするために指導にのってきた。 ・ 実母は強い拒否感から区役所、児相、学校等社会資源との繋がりも断っており、児童の社会生活が脅かされていたため28条申立にて児童養護施設入所となるが、審判後勧告として、児童相談所との話し合いに応じること、児童相談所主導のもと面会交流に応じること等の勧告が示された。実母は児童相談所からの提案に応じる姿勢を見せ、面会交流プログラムに則り、子ども達との面会に臨んでいる。 ・ 指導後の行動変容には至らないが、児童相談所の意見に耳を傾けることができている。 ・ 当初の指示によりプログラムを受講し、親子の面会交流に向けて指導中である。 ・ 審判前の指導勧告に関して、裁判所からの勧告が出たということで、保護者は、事実を一部争いながらも児童相談所の指導に従おうとする姿勢が見られた。
勧告を経て効果が見られなかった例	9児童相談所	・ 大きな変化はなく、当所から話合いの呼びかけをしたが保護者が応じず、家族再統合に向けた話し合いは進んでいない。 ・ すでに指導している内容と大差なかったので、保護者は内容については理解した。指導を受けての行動変化はあまりない。 ・ 勧告の中で保護者は児童相談所の評価や事実認識に耳を傾けるよう促されたが、行動変化はない。 ・ 指導勧告自体が、保護者に何かをさせる（命令する）形ではなく、児童相談所が保護者に指導するという内容のため、保護者に特に変化は無かった。 ・ 28条の審判に併せて、児童相談所の指導に服するように保護者指導勧告が出されたが、保護者の態度や行動変化は全く見られない。 ・ 精神疾患があり、裁判所にも反発的な態度であった母に勧告が出されたが、勧告に従うこともなく勧告が出された後も当所との連絡に応じないなど対立的関係が継続している。

(2) 裁判所の勧告の活用における課題等について、具体的な意見(主なもの)

選択肢	回答数	主な回答内容
報告事例があった児童相談所	勧告を経て効果が見られた例を挙げた児童相談所	・ 家庭裁判所の勧告に対して、保護者が都合の良いように理解する事例が見られる ・ 28条の申立てを前提としているため、施設入所要件が整わないと使えない ・ 児童相談所としては、「裁判所からも児相に勧告が出されている」と指導するが、保護者に直接勧告されている訳ではないので、ケースによっては実効性に欠ける ・ 虐待を認めるのに非常に抵抗感があった保護者に対し1ヶ月以内に面会交流まで進める等、児童相談所の方針とは異なる内容の勧告を出され、勧告を拒むなら申立却下を示唆されたため、従わざるを得なかった事案があった。そういった場合は、家庭引取後も試験観察期間を設ける等、家庭裁判所の関与を続けるべきではないか ・ 審判前の指導勧告について、現在の運用では指導期間は2か月程度であるが、少なくとも3か月程度は指導期間をとった方が指導の効果を的確に見極めることができると考える ・ 現行の児福法28条の審理を利用した制度は、親子分離を求めながら在宅指導を求めるものであるため、非常に使いにくい制度になっている
	勧告を経て効果が見られなかった例を挙げた児童相談所	・ 家庭裁判所から保護者に、保護者自身が改善すべきことを言ってもらえるのであれば意味があるのではないか ・ 家庭裁判所から勧告が出されるが、勧告の説明等については、児童相談所が保護者に実施することになるため、保護者の態度や指導後の行動変化に効果がないのではないか ・ 勧告は児童相談所と保護者との交渉の材料としては使えるが、そもそも勧告に従うつもりのない保護者に対しては効果は全く期待できず、審判前の勧告は28条措置の先延ばしでしかない ・ 審理中の児童相談所への勧告により保護者が指導を受け入れたとしても、審判後の勧告を受け入れるかどうか疑問が残る
報告事例がなかった児童相談所		・ 家庭裁判所から直接保護者に勧告を出すことになっていないため効果が期待できない ・ 効果がよくわからない、勧告の効果が感じられない ・ 児童相談所と保護者間で決裂し審査に至っているため、児童相談所から指導を行うのは現実的ではない ・ 勧告時には有効だが、その後のケースワークの中で形骸化してしまう ・ 勧告に罰則が伴わず、実効性が担保されない ・ 家庭裁判所が保護者の理解を深めたり指導により関与する方策があるとよい

- ◇ 保護者指導に関する裁判所の関与については、「現行の勧告制度に加えてさらに関与を強化すべき」との意見と、「強化する必要は無い」との意見が同数程度だった。
- ◇ 強化すべき理由として「裁判所の命令の方が保護者が受け入れやすい」等が挙げられた一方で、強化する必要は無い理由として「児相の予期しない命令がなされた場合、その後のケースワークがたちゆかなくなる」等が挙げられた。

(3)-1 保護者への指導に関し、現行の裁判所の勧告制度に加え、さらに裁判所の関与を強化すべきか



(3)-2 上記の各選択肢の具体的な理由

選択肢	回答数	主な回答内容
強化すべき	93 (42%)	・ 保護者として第三者である家庭裁判所からの命令の方が受け入れやすいのではないかと ・ 裁判所から直接保護者に児相の指導を受けるよう勧告してもらいたい ・ 保護者指導勧告に基づく指導に保護者が従わない場合、家庭裁判所から保護者に対して児相の対応に応じるよう指導してほしい ・ 家庭裁判所から保護者に直接勧告ができることに加え、保護者に義務を付すなど勧告の実効性の担保がほしい
強化する必要は無い	85 (39%)	・ 児童相談所の予期しない内容の命令がなされた場合、その後のケースワークがたちゆかなくなる ・ 現行の手続で特に不都合が生じていない ・ 家庭裁判所が関与したからといって保護者が従うとは限らない
その他	38 (17%)	・ 経験がなくどちらともいえない ・ 内容によって、強化が必要である場合と必要でない場合があり、一概に言えない ・ 現在の家庭裁判所が児童福祉に必ずしも精通しているとは言えず、適切な関与が可能なのか判断できない ・ 現行のままで良い

8 各種手続における子どもの意向等の聴取について

- ◇ ①一時保護等の決定、②入所措置等の決定、③一時保護や措置中の生活、④措置の解除の各局面で、子どもの意向等聴取の手続を設けている児童相談所は8割程度、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は5～6割程度あった。
- ◇ 方法としては「児童福祉司等との面接」、「権利ノートやはがきの活用」、「意見箱の活用」などがあった。

(1) 以下の各手続において、子どもの意向等を聴取し、その意向等を考慮・反映する手続を設けているか

	(i) 意向等聴取の手続を設けている	(ii) 意向等を考慮・反映する手続を設けている
①一時保護、指導等の決定（一時保護、指導等をしないことの決定を含む）	170 (78%)	111 (51%)
②入所措置等の決定・変更（入所措置等をしないことの決定を含む）	179 (82%)	129 (59%)
③一時保護、施設・里親家庭等での生活状況	183 (84%)	141 (64%)
④措置の解除	176 (80%)	123 (56%)

(2)-1 具体的な子どもの意向等の聴取方法、その意向等を考慮・反映する手続を設けているか

(i) 意向等を聴取する具体的な方法	○聴取方法 ・児童福祉司、児童心理司、施設職員との面接により確認 ・権利ノート・はがきを渡して利用方法を説明 ・意見箱の利用 ・年齢や状態により、弁護士による意見聴取の機会を設ける ・一時保護や入所時に、口頭、文書、児童権利ノートによる説明を実施した上で意向確認を行う ○聴取結果の記録 ・児童記録票、援助指針票、自立支援計画、判定・援助方針会議録などに「児童の意向」欄がある ・文書フォーマットに「児童の意向」欄がある
(ii) 意向等の考慮・反映を担保する具体的な方法	・書類や記録に「児童の意向」欄を設けて記載する ・児童からの聴取内容を児相内の会議で共有・考慮する ・権利ノートを配布している ・訪問調査や児童に対するアンケートで把握 ・意見箱を設置している ・一時保護や措置の際、口頭や文書で児童本人同意を得ている ・児童福祉審議会等に諮問している ・職員への意識付け・啓発等 ・アドボケイト事業を施行運用している ・施設や里親に対し、配慮の上、子どもの意向を伝達する

◇ 意向等の聴取、意向等の考慮・反映における課題としては、「意見表明できない児童の意向確認の方法」、「児相職員や施設職員は中立的立場でないこと」、「必ずしも児童の意向が反映できないこと」、「聴取側の体制不足」などが挙げられた。

(2)-1 具体的な子どもの意向等の聴取や意向等の考慮・反映における課題等

意向等の聴取における課題等	・意見を表明できない（しづらい）児童の意向確認の方法 ・児童相談所職員や施設職員が聴き取ると中立的な立場ではない ・具体的な意見聴取方法について通知やフォーマット等を定めるべき ・聴き取った児童の意向が必ずしも反映できず、その後の本人への説明や納得に時間を要したり、説明が十分でないこともある ・担当児童福祉司の力量等に左右される ・児童が面会を拒否する場合に意向の確認が困難 ・弁護士等の第三者の資源を増やすべき ・聴き取った児童の意向が真意とは限らない ・今後、より意見を表明しやすい仕組みを構築する必要がある。
意向等の考慮・反映における課題等	・必ずしも児童の意向を組んだ決定にならないこと、その場合の説明方法 ・児童の意向に沿うことが子どもの福祉になるとは限らないこと ・資源が足りないことがある ・確認した意向を反映する仕組みがない ・児童の状況に応じて意見聴取をしているがシステムとして行っているわけではない ・聴取側の体制が不足している

9 その他

- ◇ 児童福祉法に基づく訓戒・誓約については、一定数の児童相談所が活用している。
- ◇ 活用している児童相談所では「再発防止や注意喚起のため」や「一時保護解除時の約束事項として」活用している一方で、活用していない児童相談所では「法的拘束力がないため、実効性がない」等の意見があった。

○ 児童福祉法に規定されている訓戒・誓約について、活用方法や課題に関する具体的な意見

回答の分類 (分類は家庭福祉課による)	具体的な意見
未回答 特になし	
活用している (66児童相談所)	・ 非行・虞犯・触法のケースに活用 ・ 児童虐待のケースで、虐待リスクが低減しつつある保護者に対し、再発防止や注意喚起のために活用 ・ 文書による形式が効果的なケースについて利用 ・ 一時保護解除時の約束事項として利用している ・ 児童福祉司指導より強い措置として利用している ・ 児童福祉司指導と併せて活用している
活用していない (39児童相談所)	・ 訓戒・誓約ではなく、児童福祉司指導の一部、又は、相談所独自の「確認書」等の形式や単なる約束事として行っている。 ・ 罰則がなく、法的拘束力がないため、実効性がない ・ 必要となるケースがない ・ 活用のノウハウやマニュアルがないため利用できない
その他 (具体例)	・ 頻回な面前DV通告などに対して、通知文を作成して手交し、指導している ・ 活用により効果が見込まれる際に、実施している ・ 施設で問題行動を起こした児童の指導等においても訓戒・誓約を活用している ・ 保護者等に対して、行政処分としての重みを感じてもらう ・ 同居の親による虐待で児童が親戚宅等で生活している場合、実親に接近禁止等の指導を行うため活用したことがある ・ 実際に活用することはないが、規定が置かれたことに意味がある ・ 約束した内容を合意の下で学校等に配布して実行性を高めている ・ 指導の強弱をつける意味合いで訓戒・誓約を行うことがある。繰り返し虐待通告のあるケースに、当初は助言指導から次回は訓戒・誓約とする等 ・ 通告内容を親子ともに振り返る契機として活用